

する方針をもとに議論いたしまして、さらに、昨年六月に、産学官連携の基本的考え方と推進方策をまとめたわけでございます。その中で、産学官連携の基礎として大学改革の推進を重視し、具体的制度設計に当たって、以下のような事項を重視するように求めたわけでございます。

この中で、国立大学につきましては、非公務員型法人への移行、これを提言するとともに、その具体的制度設計に当たって、以下のような事項を行います。

その一つは、民間との研究協力や兼業が円滑に進むよう、能力等に見合った待遇等が行える人事制度とすること。組織編成や予算執行が自主的に行えるようにするなど、自律的な経営管理を確立すること。競争的資金等の外部資金の獲得努力の誘因が働くような大学財政システムとすること。

こうした点でございますが、総合科学技術会議としましては、今回の法案におきましてはこれらの方点が満たされているものと評価しております。そのため、その実現により、我が国の大学がこの制度改革を生かして、すぐれた人材の育成、新しい研究成果の創出などに積極的に寄与していくことを期待しているわけでございます。

以上でございます。

○斎藤(鉄)委員 総合科学技術会議としても、今回、科学技術創造立国を推進する立場、その中心になる国立大学、その改革の方途として今回の法人大法は評価する、こういう御答弁だったかと思ひます。

大熊政策統括官はお役人ですからそういう答弁にならうかと思いますけれども、いわゆる総合科学技術会議の議員、この中にはたくさんの大学人、著名な大学人、第一線の研究者、民間の研究者の方も含まれております。そういう方々の生の御意見というのはどうなんでしょうか。

○大熊政府参考人 御説明いたします。

先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいたきました。

また、総合科学技術会議の中には、先生御案内のように、八人の有識者議員がございますけれども、その中には、三人の大学の元総長がおられまして、東大、京大、東北大学の元総長がおられます。しかし、これらの先生方も含めて、その総意が先ほど申し上げたような点でございまして、私、その点を一應御説明させていただいたらつもりでござります。

○齊藤（鉄）委員 科学技術立国を進めていく上で、今回の国立大学法人法はぜひ必要な法律であるという認識を総合科学技術会議としても持っています。このように認識をいたしました。

次に、文部科学省の方にお聞きしたいと思います。

これまでの質疑、それから参考人質疑を通じて、問題点が浮かび上がってきたように思います。私自身は、大きく分けて二つの点が明確になつてきました。

一つは、やはり中期目標の策定、それから中期計画の認可という点で、文部科学大臣の権限が非常に強化をされて、ある意味では、かえって現状よりも文部科学省の権限強化、大学への介入ができるのではないか。それであつてはいけない、大学の自主性、自律性を促すのが今回の法人法の趣旨ではなかつたのか。これが第一点かと思います。

そういう意味で、この問題に対し、現状はこうで、そして改革後はこうなります、したがつてその懸念というのは違うんですけど、ということをわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 現在の国立大学でございますけれども、教育研究の府であるという大学としての特性を踏まえてさまざまな制度上の特例措置を講じてはいますものの、基本的には行政組織の一部、言葉をかえて申しますと、文部科学省の内部組織として位置づけられているということでござりますから、国の予算制度、国家公務員の法制のもとにあることで、その制度の適用を受けます。そういう意味での制約を受けてきたとい

うことでござります。
また、日常的に文部科学大臣の広範な指揮監督のもとに置かれるという関係にあるわけでございまして、特に予算や組織につきましては、形式上、細目にわたるまで国が決定する、こういふうな仕組みになつておるわけでございます。
法人化につきましては、このような国と国立大学との関係を大きく見直そうとするものでございまして、その基本的な考え方いたしましては、国立大学を独立した法人とすることによりまして、国立大学を独立した法人とすることによりまして、國の枠組みから外しまして、各大学の運営上の裁量を大幅に拡大するといふものでございます。特に予算や組織につきましては、渡し切りりの交付金ということで、用途は各大学で決めるということができるものでございます。
こういったように、法人化は国立大学の自律性を高めるものでござりますが、法人化後も国が責任を持つて財政措置を行う、そういう以上、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつも、中期目標の策定など必要最小限の基本的事項については国の関与は不可欠ではないか、こう考えておる次第でござります。具体的に申しますと、中期目標、中期計画といった六年間の入り口の部分、言いかえますと、国立大学運営の基本的事項に関する大臣の関与と、事後的な行政評価などの出口の部分、言いかえますと、事後チェックに関する国立大学法人評価委員会による関与とに制度上限定をするというものでござります。
このように、法人化後の文部科学大臣の関与につきましては、法人化前のような広範かつ一般的な指揮監督権限は認めないと、いうことでございまして、中期目標、中期計画といった国立大学運営に関する基本的事項に限定をするということになります。
したがいまして、一見、中期目標、中期計画と、いう新しいフレームができたために権限が強化されたように見えるということがありますけれども、実際には、法人化によりまして國の権限が拡大するという指摘は逆でございまして、大学の裁

量が大幅に拡大するというふうにとらえているものでございます。

○齊藤(鉄)委員 今のお説明、わかるんですが、マスコミも含めて、今まさにこの一点がこの法案についての大きな論点になつておりますので、もう少し質問させていただきたいと思います。

第三条に、教育研究の特性への配慮を文部科学大臣は行わなければならぬとあります。それから第三十条の第三項に、中期目標について国立大学法人の意見への配慮義務というのが、これも文部科学大臣に課せられてゐるわけですけれども、これは形だけのものではないか、実質的には文部科学省が細かく指示するのではないか、こういう懸念はどうしても残つてゐるわけでござります。

私は、先ほど遠藤局長が答弁されたように、基本的には各大学が自律的に運営をする、しかし、ほとんどの費用が税金で出でてゐるわけですから、それについて納税者の立場を考慮して国がある程度のチェックを行う、しかし、そのチェックの項目についてはある意味では大学みずからつくった中期目標に基づいて行う、こういうふうに理解しておりますけれども、大臣、この配慮義務について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○遠山国務大臣 まさに齊藤委員が今おっしゃいましたとおりでございまして、今回の国立大学の法人化とすることは、国立大学を活性化するためには、国の行政組織の一部から外して、むしろそれぞれの大学がしっかりとみずから自律性を持つて教育研究に携わつていただくという大目的でございます。そのため、独立行政法人への改革ということの桎梏の中で、しかし、国立大学のといいますか、あるいは大学の特性ということを配慮して、国立大学法人という形で、他の独立行政法人とは違うさまざまな配慮を行つてゐるわけでございます。

したがいまして、通常の独立行政法人でございますると、中期目標を大臣が定めて、そして指示す

その際に、国立大学法人につきましてはさまざまな配慮義務が課されているわけでございます。中期目標は主務大臣が定めるという独立行政法人制度の基本を踏まえながらも、文部科学大臣に対しでは法律上明確に、大学の教育研究の特性への配慮義務を課しておりますし、また、国立大学法人の意見の事前の聴取義務も明記されておりますし、国立大学法人の意見への配慮義務というのも課されているわけでございます。

ということは、いわば、中期目標の実際上の作成主体というのは国立大学法人とも解せられるわけでございます。他方、高等教育全体のあり方あるいは財政上の観点などから大臣も関与して、とともに中期目標を形成していくということでございます。

我が省いたしましては、これまで以上に各国立大学との連携を密接にしながら、それぞれの理念あるいは使命といいますものをよく聞きながら、中期目標を軸に各大学の個性、特色を一層伸ばしていくことができるようしつかりと取り組んでいきたい、そういう考え方でございます。

○齊藤(鉄)委員

もう一点の課題、浮かび上がってきた課題が評価でございます。

国立大学法人評価委員会、これは第三者機関として

すけれども、そうはいつても文部科学省の中に置かれる組織でございます。したがって、その評価は、教育評価、研究評価、客観的に行われなくてはならない、そのためピアレビュー等があるわけですけれども、そうはいつても組織的に文部科学省の中に置かれているということで、結局、文部科学省の意向に沿った評価が行われるのではないかということも、非常に浮かび上がってきた問題点の一つでございます。

この点について、透明性を高めるということが本当に必要になつてくるかと思います。政令で定めることになつておりますけれども、どのような透明性を高めるための措置がされているのか、こ

の点をお伺いしたいと思います。

○遠藤政府参考人 国立大学の評価委員会でございますが、御指摘のように、評価に当たりましては透明性ということが大事になつてくる、こう考

えております。

そういう意味で、透明性ということに関しましては、一つには、評価基準や評価結果を広く社会に公表するということがございますし、それか

ら、原則として評価委員会の会議を公開する。こ

れは始まつてから評価委員会自体で決まる話だと思いますが、会議を公開する。それから、議事録を公開するといったような措置を講じたいというふうに考えておりまして、できるだけ社会によくわかつてもらうというようなことにしつかりと取り組んでいきたい、こう思つております。

○齊藤(鉄)委員 評価に關してもう一点。

大学はだれのものか、特に国立大学はだれのものか。やはりそれは学生のものであり、また国民のものであるということが言えるかと思ひます。そういう意味で、学生の評価ということも私は重要な視点ではないかと思ひます。欧米の大学では、授業等、また教育実績に対する学生の評価を取り入れるシステムがありますが、この学生の視点を入れた評価といふことについてはどのようにお考えでしようか。

○遠藤政府参考人 国立大学法人評価を的確に行

う上で、学生の声を評価結果に反映させるということは極めて重要なことである、こう考えております。

教育研究の状況につきまして、国立大学法人評

価委員会から大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請して、その結果を尊重するということにしておりますが、現に今、大学評価・学位授与機構におきましては、分野別の教育評価といったようなものを試行的にやつておるわけでございます。その中では、ほとんどの国立大学では学生による授業評価の結果も踏まえた自己点検・評価と

いうものを行つておりますけれども、そのような法

と評価結果に反映をするということが一つござ

ります。

それから、各大学に実地調査時に、評価委員が学生に面接を行い、大学の教育活動についてすぐ結果を改善を要する点等を学生から直接聞くところが百年に一度の大失敗にならないよう、危惧いたようなこととしておりまして、このことを

評価の実施手引書に明記をしているし、公表しているということなどもやつておるということでござります。

したがいまして、国立大学法人評価については、どう行つていいかというのは今後の検討課題ということになりますが、教育の実施状況を評価する際には、学生による授業評価が重要な資料になると考えておりますし、また、実地調査等を実施しまして、面接をして学生から直接いろいろなことを聞くというようなこともあるものと考えておる次第でございます。

○齊藤(鉄)委員 今回の法人法が目指しているのは、大学の自主性、自律性の強化、向上、そしてそれを裏打ちするための評価、そして文部科学省の関与のあり方、その点が今回の法案の骨子だと思います。

この法律で目指しているもの、これについては、先日の参考人質疑でも、大体の評価、ある程度の理解が進んでいるのではないかと思いますが、参考人の皆さんもおっしゃつておりましたのが、運用次第で官僚支配になる。文教行政は、最も統制色が強い、戦前型の統制的な仕組みが残っています。

○遠藤政府参考人 二月に国大協とやりとりでいろいろな項目を示し、その後、国立大学の教授等々に聞きますと、

自由に、事前に意見の聴取、やりとりをすると

いうことをおっしゃいましたけれども、去年の十

月に国大協とやりとりでいろいろな項目を示し

て、その後、国立大学の教授等々に聞きますと、

何か何度も書き直しをさせられたとか、それは文

科省が要求したのか、大学の中ですか、その辺はよくわかりませんけれども、そのようなこともございました。

また、高等教育局の大学課、三十代の方を中心

に、一二、三十人が恐らくサポートしていくんだろ

うと思うんですが、そのような方たちにそのよ

うな能力があるのか。

ですので、いろいろな意見聴取のやりとり等々、メモも含めてやはり公開して、常に常に検討していく姿勢が必要だというふうに思います

が、その辺、いかがでございましょうか。

文部科学省あるいは文部科学大臣という名目のものと権限強化を図るとか、そういうことは全く考えていないわけでございまして、いかにして日本

の知の殿堂である大学というものを活性化してい

ます。

○遠山国務大臣 今回の法人化に当たりまして、

法人化によりまして、大学の自由度が高まるこ

くかという観点からつくっているわけですが、います。

ただ、国費を投入するということから、各大大学が巨大な計画のもとに何かやり始めて、これは国として責任を持ってないわけでござりますから、

中期目標を立てるときにはきちんと、国費について責任を負う国として、リーズナブルな内容であります。しかし、何をやりたいということは大学側が決めるわけでございます。したがつて、実質的

○山谷委員 本当に、透明性を高めることができが何よりも大事だというふうに思っております。

役員会の構成なども、数名の理事、それから、文科大臣が任命して、学長も罷免できないといふ監事二名、これはどういう方たちが任命されるのかというようなことも非常に懸念を持っている人が多いわけでございます。

実際に法人化した国立の研究機関では、天下り

価委員会のあり方、それから中身の公表、そして意見を聴取して不十分であれば組織を補強していくというようなことについて、どういうふうに考えか、お聞かせください。

○遠藤政府参考人 国立大学の法人評価委員会はどう組織するかというのはこれから政令で定めということになつておりますが、先行の独立行政法人評価委員会等でそういう政令が定まっています。その内容としては、委員の人数、任期、科会の構成、所掌事務、そのほか委員会の運営に関する事項といったようなことについて詳細

して、特定運営費交付金につきましては、交付金の中で、中期目標、中期計画に即した多面的な評価の結果をもとに、例えば地域貢献活動や国際交流の推進、あるいは教養教育の充実といったような当該大学の教育研究活動を奨励する経費として一定額を付与したいということもある、こう考えられるわけでございますが、それが何%程度かというのは、結果の問題でございまして、ここではちょっと申し上げにくいということがござります。

ということにならうかと思います。そういうものを十分配慮した上で、決定の責任を持ち、また、その責任を決定という形で負う以上は、国費の投入についてもきちっとやっていくというかかわりになるわけでござります。

これまで、中期目標とかそういうものは、各大学つくつていらないわけです、国公私立を通じて。だけれども、今回の大学の活性化ということから、法人化する際には、広く日本の国のこれから組織のあり方として独立行政法人方式でいくと、いう定めの中で、しかし、大学という特性に応じて、いかに国立大学法人ということで大学本来のあり方を維持できるか、あるいはさらにそれを発展させるかという角度から今まで議論してまいりました、その成果が今回の法案という形で出ているわでございます。

の理事とか監事が多い。これは、文科省が天下り先を確保して、天下り倍増計画成功作戦ではないかというようなことを言われているわけでござりますので、情報公開の中に、例えば学長選考会議の委員の名簿、プロフィールの公開、役員会の委員の名簿、プロフィール公表、教育研究評議会の評議員の名簿、プロフィール公表、経営協議会の委員の名簿、プロフィール公表、このようなことは、実際もういろいろな大学で執行委員なんかの名簿公表をやっておりますので、当然なさるだろうというふうに思ひますけれども、こうした委員たちの名簿、プロフィールの公表に関してはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○遠藤政府参考人 これは、御指摘のように、当然大学の責務として行うだらうというふうに考えております。

めをされておりまして、恐らくこの国立大学は評価委員会につきましても、そういったようでも現にあります独立行政法人評価委員会の例で考にしながら、関係省庁とも協議してさらまた、社会にも広く意見を求めた上で決めて、ということにしよう、こう考えておりますし、た御指摘のように、でき上がった後の運営等をきましては最大限の透明性ということに意を立てていただきたい、こう思っております。

○山谷委員 中期計画の実施状況なども毎年表していくべきだといふに思うんですりども、評価によって標準運営費交付金と特定運営費交付金が変わつてくる。恐らく特定運営費の方で変えていくんだろうというふうに思ふけれども、これは、いい評価を受けたのと、の評価を受けたところと何%ぐらい上下させ

○山谷委員 しつかりと見ていきたいというふうに思います。

○遠藤政府参考人 評価結果を運営費交付金

か。
されておりますが、少し具体論を含めまして御質
問をしていきたいと思つています。

当然でございます。したがいまして、運営等に関しての情報公開を徹底するということは極めて重要だと考えておりまして、法律上も、第三十条の中に「情報の提供」ということも明記されてゐるわけでございます。

国立大学の役割というものは、これまでと変わらないわけでございまして、それよりさらに国民のいろいろなニーズにも合い、日本の未来にも合うというためには、広く国民の理解も得る必要がありまして、その説明責任の重さから考えて、十

評価の方なんですかれども、大学評価・学位授与機構、それからこの十月に国立大学法人評価委員会、これは実際には十名ぐらいの有識者で構成される、この方たちが八十九の学校をどういうふうに評価していくのかということに対しても非常な心配を持っております。恐らく専門委員会とかいろいろな形がつくられていくんだろうというふうには思いますが、先ほど、会議の公開や議事録の公表、評価結果の公表というようなことをおっしゃいましたけれども、ぜひこの部分、評

定にどう反映させるかということにつきましては、今後、国立大学法人評価委員会における検討結果を踏まえまして決めていくことになります。

御指摘のように、運営費交付金は、国立大学として教育研究等を実施する上で最低限必要な額として算出します標準運営費交付金と、客観指標によることが困難で各大学ごとに個別に算出いたします特定運営費交付金の二種類から成ることで、今検討しております。

その前に、国会法の第八章に質問という項目があつて、国会議員は議長に対して質問主意書という格好で質問ができます。そのことを受けて議長が内閣の方にその質問の趣旨を転送し、しつかりとした答えとして閣議決定をして議員に回答すると、いう、いわゆる国会議員に与えられました質問主意書というのがあるわけであります。その件にかかわって、我が党の同僚議員が、昨年でございましたが、大学改革に伴います関連で質問主意書を実は投げかけたわけでございますが、まず冒頭、

は質問主意書というのは重いものであるということとで、今後の対応については、筆頭理事、そのお答えを含めてぜひお願ひをしておきたいと思いま
す。

いま一つは、これはシステム上の問題であります。したが、今度は中身の問題について、私は、これは当然文科省の問題だと思いますから、文科省に聞きたいと思いますが、急いでいたために、十分に、議事録があつたということが、存在が確認できなかつたのかどうか、その状況はどうですか。

○遠藤政府参考人 質問主意書が出まして、それについてお答えするべく調査をしたわけでござりますけれども、国立大学附属病院のマネジメント改革を提言した会議への文部科学省からの出席者名、回数、具体的な発言内容ということでの御質問でございましたので、当時の関係者に聞いたところ、文部科学省内には記録は存在せず、当時、議事録はないということであつたわけでござります。そういうことで、議事録のたぐいは存在しないと判断をして、質問事項に対しまして、御指摘のように、「記録が存在しないため、お答えできません。」という答弁書を作成し、提出をしたわけでございます。

○平野委員 私、言いたいことは、そんな言いわけみたいなことは聞きたくないので、要は、議事録らしくないメモみたいなもの、テープにとつておりましたということよりも、先ほど言いましたように、予算要求においてこの趣旨に沿う取り組みをする大学に重点を置くという、こんな通達まで文科省が出しているんですよ。出しているということは、その前提になる何かがないと出せないです。

すよ。これが端的に出たんですよ。それを三井議員が、その提言の中身を知りたい、これからの大學生の改革にどんな影響が出るかもわからないから教えてもらいたい、こういう議員としての、議員行動として起こした行動に対し、記録はない。それで、後で聞いたら、テープは起こしていくので、それをそしやくして出しますわと。そうじやなくて、その会議で論じられたことを

かつたわけですよ。週刊誌で書かれたから、初めて、これはあるでと。国会騒ぎというふうに、私は、映つてならないんですよ。週刊誌に載らなかつたら、これはあくまでもまた、ないと言つ続けるのか。

こここの問題を私は強く指摘したいわけでありまして、文科省としては、三井議員御本人に、そういう問題があつたということに対しても、どういうふうに対処しましたか。

○遠藤政府参考人 先ほども申し上げましたような経過が判明した時点で、三井先生におわびを申し上げ、そして、三百ページぐらいのものでござりますけれども、それをお渡して、今後どういうお取り扱いをしたらいいかということで、御相談をさせていただいたということでございます。

○平野委員 相談をしておると言うけれども、もう五月ですよ。私がこのことを言わなかつたら、これまでずっとそのままになつていなんぢやないでしようか。だれが三井議員にどう対応しましたか。大臣まで判をついて、閣議決定までした話ですよ。だれが三井議員に行かれましたか。

○遠藤政府参考人 担当の審議官が二回お伺いさせていただいております。

○平野委員 これは、担当の審議官のレベルで処理して、決裁を起こした中身ですか、大臣の責任はないんですか。この点はどうですか。

○遠藤政府参考人 事務をお支えする私どもの責任だと思っております。

○平野委員 これは事務の問題ではないんだ。国會議員が政治生命をかけてやつてある質問主意書なんですよ。それを、事務の問題で、事務の責任で取り扱うんですか。事務の責任もあるでしょう。だけれども、結果責任というものは大臣になりますか。

私は、その御担当の方は、うつかりして間違つたかもしれません。虚偽ということであれば、これは、調べました、国家公務員法八十二条の懲戒命令で該当しますよ。そこまで私は言いませんが、事務で起こしましたから事務でやって、大臣に傷を

つけないよう、そういう体質を文科省は持つておられるんじゃないですか。それはダメですよ。だめなものはだめ、これは大臣として責任をとる、こういう体質でなければ、やはり、政治家が政治責任をとるというのと同じごとく、しっかりと結果に對して責任をとらなければ、人事異動しちゃつたから、もう担当者がいませんからわかりません、しかし大臣は厳然として文科省の看板を背負つて頑張つておられるわけですから、その大臣がそれなりの責任をとるべきだと僕は思います。が、どういう御責任をとつていただけますか。

○遠山国務大臣 私は、質問主意書に対する答弁書といいますものは、閣議決定を行いました上で、内閣から国会に提出されているものでございまして、内閣の公式見解として極めて重要なものだと考えておりまして、これは誤りがあつてはならないものと認識をいたしております。したがいまして、常に、閣議にかける前には、その質問主意書に対する答弁の内容をしっかりと聞いております。この件につきましても聞きまして、そして内閣において、閣議に提出され、そして閣議で私も決裁をいたしました。したがいまして、この問題について、私は責任がございます。

この件について、少し調べてもらいました。私も夕べ聞いたところでござりますけれども、三井辨雄議員の質問主意書に対する答弁書を作成する際に、調査が不十分であった、それからまた議事録というものについての認識の錯誤があつたということはござりますけれども、結果的に答弁書に間違つた内容を記載したということはまことに遺憾でございまして、三井議員を初めといたしまして、国会、内閣等、関係の方々に、私からおわびを申し上げます。

今後、このようなことがないよう、職員に対して指導を徹底してまいりたいと考えます。

○平野委員 私は当事者ではありませんからこれ以上言及しませんが、ぜひ大臣の方から、三井議員に対しまして、しっかりとこの事のてんまつはつけてもらいたいというふうに思いますし、内閣官

房、内閣においても、質問主意書という、セレモニーになつてゐるんぢやないか、したがつて権威あるものとして、ここまでさんできたかと思うと、私はがっかりしているんですよ。これを……（発言する者あり）内閣不信任案かどうかは別にして。

私は、そういう意味で、私も過去は何回かあります、誤記ですというやり方で変えられた。何だと。これは私はもう怒りましたよ。そんなものが、印刷ミスで、間違いましたという訂正をするほじくり返すつもりはないですが、ミスプリで間違もあるでしょう。あるんだつたらあるで、しつかりした間違いの訂正のシステムをきちつとつくつともらいたい。今ないんですよ、間違わないという前提に立つてあるから。間違ったときはどうするかというシステムをしつかり起こしておいてもらわなければ、同じように、今遠山大臣が謝罪されましたように、済みませんでした。以後気をつけます、こんなでんまつじや、本来の中身の、本質論まで解決になつたことにならないと私は思ひますから、ぜひよろしくお願ひをしておきたいと思います。

さて、こればかりやるわけにいきません。本来のところに入りたいと思ひますが、今までかなりの方々が、総論的な御質問を含めて、基本論から入つておられます、私もどうしても理解できないところがあります。

今回、行政改革の一連の中で、独立行政法人化、こういう流れで来ています。文科省の管轄でいくと、大学については独立行政法人化ではなくて法人化である、こういう流れで来ておると思うのですが、二十一世紀の日本において、本当に国策大学、いわゆる国立大学というのは必要なのでしようか。

明治以来、国立学校、国立大学を起こして、今日までの日本の教育あるいは将来的な基礎研究を含めて大学が担つてきたということは、ある意

味で私は大きな成果だつたと思うんです。ただし、弊害もあると思います。弊害をなくして、よし活力を持たせていくと、この考え方には、私は賛同いたしますが、百近くある国立大学を全部横並びで全面的に独法化だと。そうすると、国立大学、いわゆる国策大学の役割というのは一体何だったのか、これが素直に疑問に思えてなりません。改めてこの点だけ聞かせてもらいたいと思います。

国策大学は本当に要らないのか。全部要るとは思いません。一つでも二つでも、国策大学、こういう目的のために税金を使い、国が関与してやるんだという大学は必要ないですか。何で全部横並びにするんですか。護送船団方式ですよ、これは、小泉内閣が行政改革だ、こういうことで、遠山大臣も抵抗しておつたけれども、負けたんじやないでしょか。なぜ国策大学として必要なのか、ということに対しても御質問いたしますから、お答えください。

○遠山国務大臣 国策大学という御趣旨がどういう意味であるのか、これは相当議論した上でないと可否について正確には答えられないと思いますけれども、一国の知の未来を担う大学というものが、私は、それぞれの大學生が特色を持ちながら、個性を發揮し、そして最大限その持てる潜在力を發揮してもらう、そのためいろいろな形で整備をしていくというのは国の役割だと思っております。

これまでの国立大学の役割は、では一体何であつたかといえば、三つほどあると思います。一つは、国にとって一番大事な基礎である基礎研究ないし学術研究の進展を図り、そしてよき研究者を養成するというのが第一点でございます。それが二十一世紀に必要とされる知を実質化し、そして高度のものにしていく一番の基礎であるわけでございますが、同時に必要なものは、国にとってあるいは社会にとって必要な人材を養成していくこと、ということをございまして、だから教育の機能は非常に大事であるわけでござります。その意味

で、国立大学におきましては、理工系の学部の充実等を通じまして、本当に社会のニーズが出てきたときに、ある意味では国策という角度から充実化、学校法人をつくろうじゃないか。特区という立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

同時に、地域のいろいろなニーズにもこたえていく必要があるということで、地域に貢献するという角度から、それぞれの地域にバランスよく配置して、そして学生たちに教育の機会を与える、あるいは地域の企業と地域社会全体に対して貢献をしておきます。

そうした角度から考えますと、私は、一つ、二つだけ選んで国策大学というふうに考えていくよしは、この点では、これから法人化をしても国立大学の役割というものは厳然とあるというふうに置かれています。

そこで、具体的なところを質問したいと思います。

特に法人化になつていていますと、理工科系を中心とする研究室とか研究施設、実験施設等々を含めて、いろいろな薬品、危険なもの、あるいは人体に有害なもの、いろいろなものが施設の中にあります。が、焦つて、準備万端できないのに決められたから後追いでやつっているというのが、現場の声を含め、そういう持論者ですからそう願うところであります。

そこで、具体的なところを質問したいと思います。

私は大学の研究室とか研究施設、実験施設等々を含めて、いろいろな薬品、危険なもの、あるいは人体に有害なもの、いろいろなものが施設の中にあります。が、焦つて、準備万端できないのに決められたから後追いでやつっているというのが、現場の声を含め、そういう持論者ですからそう願うところであります。

そこで、具体的なところを質問したいと思います。

○平野委員 やはり私、物事を起こしていく、あるいは変えていくときには理念がないといけないと思うんですね。今回の流れを見ていてみると、みんな横並びで、理念があるように私は思わないんです。来年四月から早く、それに間に合わないために何か追いで法整備をしているというふうに思えてならない。もっとしつかりした国立大学、でないと、今日までの国立大学というのは一本體何だつたんだろうかということが、参考人の御意見にもありましたけれども、私はやはりしっかりと理念を持つべきだと。百近くあつて全部独法化だ。東京大学だとは言いませんが、少なくとも一つぐらい、これはやはり直接国立大学として残してやつてみる。

あるいは、独法化に対する、法人化に対する不

安がいっぱい御質問の中にはあります。では、一つ

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、

将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大

学機能があつて、高等教育機関があつていい、そ

ういう立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、

将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大

学機能があつて、高等教育機関があつていい、そ

ういう立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、

将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大

学機能があつて、高等教育機関があつていい、そ

ういう立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、

将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大

学機能があつて、高等教育機関があつていい、そ

ういう立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、

将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大

学機能があつて、高等教育機関があつていい、そ

ういう立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

か二つ独立行政法人化のようなシステムでの大

学、学校法人をつくろうじゃないか。特区という

ことをよく言うじゃないですか、小泉内閣は。特

区的立場でまず独法化してみて、よかつたら多く

へ広げていこう、こういう発想に今あるのに、こ

れだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか？

ところについての現状認識はどこまで把握されておるのでしょうか。

○萩原政府参考人 労働安全衛生法対応についてお答えいたします。

今現在は、委員がおっしゃったように、国立大学におきましては人事院規則に基づいて安全衛生管理を行つております。今度、国立大学等が法人化されると、同規則にかわりまして労働安全衛生法が適用されることになります。当該法令に適用していく必要があるということで、十分認識しております。

文部科学省におきましては、労働安全衛生法適用への移行が円滑に進められますように、昨年十二月に通知を出しました。「実験施設等の安全管理の徹底について」ということでございます。これまでも人事院規則に基づいて安全管理がなされていただけでございますが、より一層の徹底を図つていただきたいという通知でございます。

その中身でありますと、大きく三つあります……(平野委員「中身はいいです」と呼ぶ) よろしいですか。

それから、そういった徹底を図るとともに、その対応をしていかなければいけないわけでございます。それに対する経費といたしまして、予算的な措置でございますが、各種、大学等が持つておりますその経費を含めまして、また、文部科学省としましては、今施設において国立大学等施設整備緊急五カ年計画というのを進めておりまして、今年度三年目でございますが、その中にも既存施設の老朽改善対策費というのをございます。その一環として推進していくところで、平成十四年度補正及び十五年度当初予算で合計二千六百億、これはほかの整備費も入れた総額ですが、二千六百億円の予算を確保しているところでございます。

○平野委員 要は、来年の四月一日までに十分に対応すべきものは今年度中に対応するよう、実施するよう指導とともに、関係省庁とも緊密な連絡をとりまして、法人への移行がスムーズに

おこなわれますと、そのつもりで対応していくことにしております。

○平野委員 そのつもりという言い方は、つまらないやなくて大石さんに来ていただいています。

お答えはちょっととかがなものかなと思います。

ただ、私気になりましたのは、そういう決意で

せひやらなければならぬ、違法になるわけです

からね。ところが、五月の七日に、各学校代表者に、国立大学法人化特別委員会委員長、石学長さ

んですが、学長さんの名のもとにどういう通達を

しているか。法人への移行過程における事項で、

労働基準法に基づく届け出義務に関する運用上の配慮、労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮、法人化に伴う各関係省庁への附属病院の開設承認再申請等の運用上の配慮。これは、来年の四月に十分間に合わない事項があるというふうに考

えるから、どういう費目は運用上配慮してもらいたいかということのアンケートをとつておるじゃ

ないです。Eメールにより五月十五日午後五時必着で国大協事務局に回答してくださいと。

○平野委員 詐則規定、これは懲役六ヶ月以下と

いうのがあるんですね。仮に、仮のことを言つた

ら答えられませんという答えをよく官僚の方はさ

れます。が、仮に、これは全国的に、国立大学の理

工学部とかそういう施設のあるところで大量の違

法状態が発生した場合、厚生労働省としてはどう

対処するんですか。

○大石政府参考人 労働安全衛生法の趣旨とい

うのが、やはりそこに働く労働者の安全、健康を

守る、こういう趣旨でござりますので、そういう

趣旨に一番沿う形で適切に対処してまいりたい、

こんなふうに思つております。

○平野委員 私の予測で恐縮ですが、絶対に一〇〇% いけるはずがないと僕は思います。必ず違法

状態がどこかで起こつていくと思うんですね。こ

れは、我々としても、そこに働くおられる方々

の問題を含めて注視をしなきやならないとまず警

鐘を鳴らしておきたいと思います。厚生労働省

も、そういうことが起こり得るシチュエーション

に今あると私は言つておきますから、よく見て

おつくださいね。一緒にしたら共同正犯ですよ。

それで、それに絡んで、労働基準法八十九条に

よれば、使用者は就業規則を行政官庁に届け出を

しないといけない。また、就業規則の作成につい

ては、働いている人の代表者、これは労働組合と

民間なり私学の就業規則をそれぞれ見ながらい

行われるように国立大学等を支援していきたい、

このように考えております。

○平野委員 そこで、きょう厚生労働省に、石さ

んじやなくて大石さんに来ていただいています。

この法を所管する厚生労働省に伺いしたいんで

すが、人命にかかるこの安全衛生等々、この法

は、適用を免除されるような法律なのです。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

国立大学法人化後は、御指摘のとおり労働基準

法等が適用されるわけでございまして、したがつ

て、勤務時間や給与等に関する事項を規定した就

業規則を作成し、これを所轄の労働基準監督署に

届け出ます。したがつて、法人化に向けた準備と

いうものが大変重要なになってくる、こういうふう

に考えております。

これからさらに具体的になつてくるわけでござ

りますけれども、具体的な手順としては、各国立

大学があらかじめ就業規則をどういうものにする

かと考えていく必要があるわけでござります。そ

の規則を考えて案をつくつていく際には、まだ法

人化されておりませんので、したがつて、職員の

過半数で組織する職員団体がある場合にはその職

員団体の意見を見聞くなど、移行準備を行う必要が

あると考えておりまして、法人移行時に就業規則

を作成し、職員等からの意見を記した書面を添付

して所轄労働基準監督署に届け出るということに

なります。

それから、今のは就業規則だけですけれども、

そのほか、労基法三十六条に基づきます時間外給

付金などのいわゆる書面協定、こういうものも同

様の準備が必要でござります。

さらには、法人化になりますと、給与や労働条

件につきましては、法人化移行後は労働組合法に

基づきます、労働者側の求めによつて労使交渉に

及ぶということも当然あり得るわけでございま

す。そういうことで、法人化移行前にあらかじ

め職員団体に、ありましたら、その内容等を説明

し理解を得ると、いうこともやはり一つの準備作業

かというふうに考えておりまして、各大学、今

いろいろ準備をしているところでございます。
なお、先ほど若干労働安全衛生法の御指摘がございました。先ほど施設の面でのお話をございましたけれども、人事管理も含めて労働安全衛生ということはきちんと適用していかねばなりませんので、その指導を行つておりますし、準備を進めているわけでございます。その間において、細かい運用面についての若干の調整もそれ必要になつてまいりますので、そういったところも、厚生労働省の方にもいろいろ御意見を伺いながら、また私どもとしてきちんととした対応をしていきたい、かようになっていけるわけでございます。

○平野委員 過半数を組織化している労働組合といふのは、今、調べていたしますと、ほとんどない。そうすると、就業規則とかいろいろなことを、意見を聞く、協議をする、こういう団体というのは存在しないんだけれども、設立する当初だから、それは聞かなくとも、届け出を労基へ届けたらしいんですね。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど私の説明、若干聞き取りにくかったかもしれませんけれども、過半数を占める職員団体がない場合には、過半数でない場合には、職員の過半数を代表する者の意見を聞いていただく、そしてそういう準備をしておくということにならうかと思っております。そういう意味での内部のきちんとした準備を今進めているところというふうに御理解いただきたいと思います。

○平野委員 いずれにしましても、急速に、来年四月と後ろを切られている、そのことだけを前提にいろいろな処理をしていくつていますから、いろいろな現場の問題というのが十分に反映されてやられるということが非常に難しいんじゃないかなと思うんです。特に労働安全衛生という視点は非常に大事な視点であります。

このことを考えますと、これに対する費用も相当かかります。先ほど、国立大学施設五カ年計画というお話をありましたが、これは、来年四月になつたらこの問題というのはなくなるんでしょ

う、国立大学というのではなくなるんだから。そんな年計画のその予算は、それだけはまた五ヵ年計画はあるんですねなんということはあり得ないわけですよ。したがって、ことしの予算書を見ましても、そういう視点での予算組みはない、こういうふうに思えますし、ただ単に何億とかいうレベルでなくて、何百億というレベルの問題だと私は思うんですね。こんなことを、今やつておらずして、本当に来年の四月までにでき上がるものなのか。

きっと担当の皆様方は、移行期間だから猶予してもらつたらいいだろうという、官庁の横並びの共同作業で、いや、まあまあいいよと、こんなことでやろうとはよもやしていないでしょうね。絶対にこれは許されるべきことではないと思いますから、その点もう一度だけ、そんなことは絶対ありませんと、つもりじゃなくて、ありませんと言つてくれますか。

○萩原政府参考人 安全については重要だと考えておりますし、今年度中に緊急に対応すべきものは対処するようにしていきたい、このように考えております。

○平野委員 それは、すべきものはという、猶予されるものはいいということにも聞こえますが、猶予しちゃダメですよ、いいですね。答えは要りません。

それと、もう時間が来ましたが、最後に、事務職員の問題であります。

事務職員さん、大体二千名ぐらいおられるといふうに聞いていますし、課長級の方で平成十五年四月一日で六百四十一名おられる、こうあるわけですが、この事務職員さんの人事権、任命権、採用権、ローテーション、この問題については、大学の学長に、その大学にすべて権限が移譲されているというふうに私は思うのですが、間違いございませんか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、学長に移行される、こうすることあります。

○平野委員 ということは、他の大学へのロー

○河村副大臣 この点については、各大学側もいろいろ研究をされておるようでございまして、本人の希望も聞きながら、適切な異動が図られるよう、文部科学省としても、当初、スタートのときでございますから、関係者とも十分相談をしながらこの問題については対応してまいりたい。もちろん、第一義的には学長の人事権というのが前提になることは当然のことでございます。

○平野委員 これはもっと深く聞きたいんです
が、ちょっと時間がありません。

最後に、あと一点点だけ。

国立大学の資産という視点と、財務・経営センターというまた変な組織ができ上がりますが、資産を移転するということに当然なりますね、別法人になるんですから。これは国有財産を移していくということになるんですけど、すべての、今持つておられるものを全部自動的にその法人に移していくのか。ある意味では、今まで国の方に貸しておられたものを全部この時点で、四月一日で法人に移すのか、こういう視点。

もう一つは、産業特会から出ておる、社会資本整備勘定から、平成十三年度でございましたか、補正予算で、NTTの株の売却益から繰り入れをしておるんですが、これについては、そういう繰り入れだからということで、移行時に大学の債務をどう残るとして残る。

たまたま十三年度はNTTの株を売った、そこから来ているから債務になつて、今まで全然それはないんですね、財投から来ておる部分については、たまたま十三年度のお金がないからNTT株を売つたからということで、これは債務として移行するのか。何か場当たり的な処理をして、そういう気がしてならないのですが、最後に、財政について、資産についてはどんなお考え方をお聞きして、質問を終えたいと思います。

国立大学法人への移行に当たりまして、各国立大学、現在の国有財産は大変膨大な国有財産があるわけでございます。これらの資産のうちに、現に各大学が利用に供しているものなどを、各国立大学法人の業務の実施に必要なものを承継する。ですから、例えば、全く未利用である、利用計画も全くないというものは、これは国有財産として残るわけでござりますけれども、現に大学として使用している、こういうものについては、ほとんどになりますけれども、それぞれの国立大学法人に承継するということでございます。ただ、具体的な資産、これからさらに細部を詰めねばなりませんので、今後関係省庁と具体に協議をしていくという形になるわけでございます。

それから、先ほどの御指摘の中で、十三年度の二次補正予算財源となつた産業投資特別会計社会資本整備勘定の繰り入れのものでございますが、これは約三千四百億円ございます。これらにつきましては、今回、関係の国立大学法人に承継することとしております。

そもそも、施設の整備につきましては、病院の整備、あるいは老朽、狭隘化で特に整備せねばならないもの、こういったものについて、従来から、今の国立学校特会の中では、財投資金を活用しながら、確実な償還があるという前提で、それを施設費として使つてきているわけでございます。

そういういわば施設の整備で、しかも目的がはつきりしているというものについて、これはやはり、今まで特会全体でやつておきましたけれども、もともとをただせば各国立大学の施設の整備でございます。したがつて、その債務については、やはり基本的に、今申し上げた産業特会については各国立大学、それから病院整備にかかる債務については、財務・経営センターに一括して承継させますけれども、それは関係の国立大学法人、すなわち病院を持つて、病院収入で返していくということがあるわけでございますので、同センターに対し一定の債務を負担するということです。

あります。

あと、若干残っている特別施設整備について
は、これは財務センター自身が承継をする、こう
いう仕組みをとろうというふうにしているわけで
あります。

○平野委員 もう終えますが、今言われたけれども、確実に償還できるという表現を病院の施設で使いましたが、病院、全部真っ赤ですよ、赤字ですよ。償還なんかできないんですよ。できないにもかかわらずそういう言い方をしているというところに大きな課題があると思います。要は、いざれにしても、拙速で動かしますと大きな目標を失うことになりますから、慎重に課題を整理してやつていただきたい、このことだけ申し上げて、終わります。

○古屋委員長 藤村修君。
○藤村委員 民主党の藤村修でございます。

国立大学法人法案外五法にござまして、私自身は二度目のこの国会での質問をさせていただきます。

前回は主にお金の面、財政の面というところから質問したわけですが、きょうは、法人法案について、特に人あるいは組織、そういう切り口で質問したいと思います。

その前に、冒頭、私ども民主党の方では、きょうまでの議論も通して、方向としては、今までの文部科学省の中の機関から外へ出し、そして法人化

化をする、独立をさせる、つまりそのコンセプトはよしということを考えておりましたが、詰めて

いく中で、やはり非常に基本的なところで修正が必要ではないかということで、修正案を、少し手遅れになつてはいるかもしませんが、きょうの午後でも本委員会に提出させていただきたいと考えております。ですから、まだ正式に提出されたものではございませんが、事前に修正案要綱ということと、一応お目通しをいただいているかと存じます。

その中で、寺こここの点だけ冒頭から同へしたいから

私ども、幾つかの修正項目を出しておりますが、何より重要なポイントというのは、きょうまでの審議の中で、遠山文科大臣も何度もいろいろな形でお答えいただいたと思うんです。つまり、一般の独立行政法人にするのではなくて、だから国立大学法人なんだ、そういう基本的な考え方を何度かおっしゃっていると思います。

一般の独立行政法人というのは行政改革の一環の中で行われてきた、特に、それは今までの政府、国が政策立案の部分とかあるいはそれを実施する部分とかごちゃまぜで持っていた、そこを切り離して、政策の企画立案機能それから実施機能の分離ということが主な課題であつたわけですね。だからこそ、今回の国立大学法人はそういう観点ではないんですけど、文科省から何度もいただいたペーパーでも、わざわざ国立大学法人とはという説明の中に、括弧書きで、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではない、こう書かれています。

ですから、私は、そのとおりやつていただければよかつたんですが、一番重要な、きょうの最初の方の委員会でのやりとりもございましたが、目標を立てるのはだれかというんですね。これがまさに政策の企画立案になるわけです。企画立案は、この法律を見る限り文部科学大臣である、策定すると書いてあります。となると、それを示し、つまりその目標を示し、示された大学法人はそれに基づいて仕事をするわけで、まさに、独立行政法人の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方方に沿つているじゃないですか。これでは、これは一番中心のところですが、国立大学法人は独立行政法人ではないんだと言いながら、一番大事な中心部分は法律的にそのとおりになつてきています。

説明を伺いますと、あるいは法律の中にも配慮やら何やらいろいろあります。実態は、そんなの、八十九の国立大学のそれぞれの中期目標などを文科省の、さつきの山谷質問では、高等教育局

の二十人か三十人の方々ができるわけがないので、それはもう全部法人がそれぞれ大半を作成さ

れて、調整をして、形式上、文科大臣が策定する
と法律にはなっていません。

先ほどの遠山ナビの名前は、文科ナビがそれを考案された法人のまさに企画立案案を全部しようなどとは考えてもいいないとおっしゃいました。今、お考

はそのとおりだと思います。しかし、法律に書くわけです。法律に書いたら、それは将来に残りります。大臣はかわっていきます。法律に書かれていて

ることが残つていくわけであつて、我々は、そこを変えるべきだ、つまり中期目標の作成主体、これが文部科学大臣となつてゐるのを国立大学法人

にすべきだ、こういう修正を提案したいと思つております。

○遠山国務大臣　るる御説明してまいりましたと
うに、今回の国立大学法人化のねらいは大学の活
用によるものであります。

性化などということであり、それを達成するために一般の独立行政法人に課しているさまざまな権限を大学の特性にかんがみてできるだけ取り除きな

いて計画を立て、そしてそのことを達成させていくということが国の役割であるわけでございます。

そのことを考えますと、お気持ちは大変よくわかるわけでござりますけれども、私どもいたたまつては、どうぞお聞きなさい、高野改め

ましては、その修正案の考え方では、高等教育の全体のあり方あるいは財政上の観点などを踏まえました文部科学大臣の関与の場を失わせるもので

ただ、これは関与といいますよりは、むしろ責任であるわけでござります。中期目標をみずから定め

の責任において認めるといいますか定めるということは、それに乘っかってその大学がしつかり立派な年間やつてくれるということについて国は責任を負う

負うわけでございます。そういうかかわりという

ものを失わせるものでございまして、国立大学に
対する國の責任ある対応という觀点からは疑問で
あるというふうに私は考えるわけでございます。
そして、それを担保するためにさまざま配慮
義務ということを明記いたしておりますし、意見
を聞くことはもちろんのこと、国立大学の教育研
究上の特性を十分考えるということは法律上明記
されているわけでございます。また、立法当初に
おける私どもの考え方というものは、今後の運用
においてしっかりと保持されるべきものと考えて
おります。

○藤村委員 お氣持ちはわかると言つていただい
たんですが、つまり、本当に実態を踏まえて、過
去の経緯を踏まえれば、目指しているところは一
緒なんですね。法律にどう書くか、そこのはん
のちょっととした違いです。

実態的には、中期目標を文部科学大臣が、八十
九のそれぞれの法人についてまず作成できるわけ
ないですね。みんな、それぞれがつくつくる
を文科省、お役所とよく打ち合わせながら、若干の修正もしていく。さつきの話では、む
しろ、あせいこうせいと言っている方が多い
ということもありましたが、それは構わないと私
は思うんですよ、その作業は。ただ、法律でどつ
ちがつくるかというときに、これは大きな違い。
しきりに、独立行政法人とは違うんですけどおつ
しゃつている中心はそこではないかと私は思うん
ですよ。

つまり、独立行政法人というのは、企画立案部
門は国でやるんです。それを実施する機関を分
離、独立法人にするということが独立行政法人で
あつた。ところが、中期目標をつくるというのは
まさに企画立案で、これは、ここで文科大臣が抱
えると、やはり単なる独立行政法人じゃないです
か。違うんです、違うんですと言つているけれど
も、一番の根幹は独立行政法人だ。

文科省は当初、独立行政法人なら国立大学を法
人化しないという考え方。まさにこれは、多分、
財務当局とかその他の役所とのせめぎ合いの中で

妥協をされて、そのかわり、配慮規定などを法に盛り込んだと私は思われるを得ないので、ほとんど変わらないんですねが、本当に書き方のそ

が。

やはり、この自由主義世界の中で、一つの法人の目標を、つまりその企画立案能力をすべて役所が持つて、監督官庁が持つて、それを実施しない、計画は自分でつくりなさいというのは、これはいわゆるきょうまでの独立行政法人じゃないですか。一番の根幹のところで国立大学法人は独立行政法人でないかという私の主張に対して、反論していただければ結構だと思います。

○遠山國務大臣

ここは非常に大事なポイントだと私は思います。

国立大学が、法人化しても国立大学であり続け、そして国財政措置を受けるという体系であるならば、これは、中期目標を仮に大学が定めるというふうに法文がなったとしたら、国による財源措置の根拠は薄弱になるわけでございまして、制度全体の前提が崩れることになるというふうに私は思います。

大事なことは、国立大学が本当に活性化をして、国民の期待する教育研究、社会貢献というものをしっかりとやついていただく。そういうねらいのもとに、それぞれの大学が特色を出して、中期目標の原案をつくるわけですね。それらを勘案して、もちろんそれを十分に尊重し、配慮して定めていくという現在の御提案しております法律案といいますものは、そうしたそれぞれの大学の取り組みというものを国としても責任を持つてしっかりと支えるということでございまして、仮に、それぞれの大学が、夢を描いたまま、膨大なものを中期目標とした場合に、これを国として、国民の税金を使いながら支えることができるかと

そういうさまざまなことを考えまして検討した上で、今回の法案になつていいわけございまして、これは非常に大事なところでござります。ぜひとも十分に、それこそ御勘案、御配慮をいただ

きたいと存じます。

○藤村委員 ですから、そこが閣法と私たちの考え方の違ひの基本で、これを修正案としてきょうの午後にでも提出をさせていただき、十分御勘

案いただきたいと思います。

つまり、独立行政法人ではないんだと言つて、今もおっしゃる中心の、あるいは一番大事な部分を、他の独立行政法人もそうですね、企画立案は国に残して、実施機関としての法人をつくりまして、これが独立行政法人。今回も、実態はそう

はいってないと思いますし、私は実態はそれなりに認めますけれども、法文上はやはり文科大臣

が目標を策定する。その根拠が、今何度もおつしやっているように、私も、それは前回いましてたが、国がそれだけのお金を出しからには国の関与は必要だ、そう考えております。

その関与の仕方の問題で、中期目標は法人が作成しても、まさに金を出すための許可をする、認可をするのは国だ、そういうところがができる

と思います。法人が百の目標を掲げて、そのうちの八十は国が認める、その八十の部分に金を出す

つまり、法人というのは、法的に人格を持つた一人一人の人であります。その人の将来、六年間、どうしたい、ああしたいということを、他人の国が決めて、そのとおりやる計画をつくれとい

うこの仕組み自体に、非常に大きな、中心的な欠陥があるので、この部分を私も民主党は修正

案を提出させていただく、こういうことで、これ

は十分に御勘案いただければ結構だと思います。

そこで、もうちょっと具体的にきょうは、人

と組織という面で質問をしたいと思います。今回組織がなかなか複雑なようで、簡単に言つてしまうと、きょうまで何回か説明されているのを聞く範囲で、役員会というのは、この法人の意思決定の最高機関というとらえ方であろうと思って、

その意味で、藤村委員、恐らく懸念をされ

することを審議する。でも、これは決議機関ではないから、ここで審議したものを、最終は役員会

の議を経ることになつています。

それから、いわゆる教学、教育研究面においては、教育研究評議会というものが構成されて、し

かしこも、ここが審議をする、これが最終的に役員会の議を経て決定になる。こういう仕組み

であらうと思います。つまり、経営面も教育研究面も、それぞれの機関があつて審議はする。しか

れど、決定は役員会でやる。

ここで、私、教授会はどこにどうなるのかなど

いうことを考えるときに、きょうまでいろいろな資料をいただいたり、いろいろな説明をしていた

だく中で、教授会の位置づけが、今回非常に漠然としてわからないんですね。少なくとも教授会がなくなるとは考えられませんし、国立大学法人における今後の教授会の役割について、少し整理して

○河村副大臣 今回の国立大学法人の制度設計でござりますけれども、大学の長である学長と、同時に法人の長も一体的に位置づけるということ

で、大学と法人をいわば一体的なものに位置づけておられるということ、こういう整理をいたしてお

われでございます。私立大学では、法人と大学との間には完全に別のものであります、これを一

体で考えている。

教授会の方でございますが、教授会はあくまでも学部等の教育研究の重要な事項について審議を行つた機関であるのに対し、役員会は、

大学運営上の重要事項に関する学長の意思決定に先立つて議決を行うための機関

です。この位置づけでございまして、教授会と役員会といふ二つの審議機関を

置いて、これらの審議事項を踏まえて、事柄に

関する事項についての社会との意思疎通、それから教育研究に関する事項についての学内の合

意形成とのバランスを確保するという観点から、

経営協議会と教育研究評議会の二つの審議機関を

置いて、これらは審議事項を踏まえて、事柄によつては役員会の議決を経て学長が最終的な意思

決定を行う。

それでは、学校教育法上の役割を持つてゐる教

授会といふのは、どういうことになるのかといふ

とでござりますが、その点につきましては、各学部等の教育研究に関する重要な事項を審議する機関であるということについては変わりはないわけでございますが、全般的なことについては評議会がやつてくれるわけでございます。

したがいまして、審議事項を真に学部などの教

育研究に関する重要な事項に精選するということが多い大事だと思つております。それによつて、教育研究活動以外の教員の負担、これは非常に大きいわけですね、長い教授会をやつたりとさまざまな負担があるわけでございますが、教授会をむしろ教育研究に関する重要な事項に絞つてそれぞれの学部の範囲内におけるものをやつついたい、そしてそういう教員の負担ができるだけ軽くして本来の仕事に専念していただく、そういう関係になるというふうに考えます。

○藤村委員 ですから、もう一つは経営協議会というのもあるので、今までは、教授会が学部の教育研究面だけでなしにさまざまな庶務を、細かいことまでやつっていた、そういうものはもう全部楽にしてあげる、あるいは教育研究面でも精選して、できるだけ教授たちにもっと教育や研究に専念してもらうために少し軽くなりますよ。しかし、基本的に位置づけというか、今までの教授会では、学教法五十九条で定められている必置会ですから、ちゃんと役割はございます、こういう答弁だというふうに伺つたんですが、それでよろしいんですね。

いま一つ、大臣の答弁の中に、教育研究評議会も経営協議会も役員会も、学長の審議会という言葉を使われました、諮問したり。ところが、この法案の中では、経営協議会も議長は学長ですよね。それから教育研究評議会も議長は学長であります。文部科学大臣が諮問して、答申する中央教育審議会の会長を文部科学大臣がやつっているようなものですよね。これは審議会とは言わなくて、三つの会はいずれも学長の傘下ですよ。ですから、まさに学長のリーダーシップが強い。これは相当部分評価しますが、ちょっとこれでは審議会にならないんじゃないのか、今審議会という言葉をお使いになつたからそういうふうに聞くんですけれども。

○遠山国務大臣 ちょっと日本語の発音が悪くて済みませんでした。

審議会ではなくて審議機関でございます。

○藤村委員 機関としての長が学長で、役員会の長は学長ですね。法律には役員会の記述がちょっとないんですねけれどもね。役員は規定されているんですが、役員会は学長ばかり理事です、監事も人りますか。役員会の長は学長という理解でいいんですね、これは。となると、役員会の長も学長、それから経営協議会の議長も学長、教育研究評議会の議長も学長、一人の人が全部やっているわけで、これはチエック・アンド・バランスがないじゃないですか。

○遠藤政府参考人 大学におきましては、学長が、経営面あるいは教育研究面の双方につきまして最終的な責任を有しておるということでございまますので、その責任を十分果たすような組織ににするということで、経営協議会、教育研究評議会、その点につきまして、トータルとしては国立大学法人の組織でございますから、国立大学法人が一個の組織体として円滑に展開し得るようにすることによって、学長が双方の議長としてその議事の整理を行うことがいいであろうという考え方で、そういうような組織にさせていただいているということをございます。

○藤村委員 ですから、さつき河村副大臣に先に答えていただいた、教授会と理事会の対立がしばしば私学で起こる、そういうものになりはしないか。私の問いは、実は役員会と教授会じゃないんです。役員会、経営協議会、教育研究評議会、この三つを一体にしたものと教授会との対立が起きたと起ころる。教授会というのは学教法で定められた会ですね。今度は、こつちは大学法人法で定められた三つの会で、いずれも長は学長ですから、そういう意味では、教授会とまさに執行部全体といいますか、この対立構造が起こるのではないか。しかし、そういうのは心配してもしようがない、やつてみよう、こうしたことなんでしょうねけれども。

私は、もう一つの危惧としては、経営面と教育研究面を分けてそれぞれやるというのは、こればかりでそれなりに納得性はあるんですが、ただ、

教育研究面というのは、やはり経営面、特に予算の問題に非常に絡むんですね。ところが、教育研究評議会はほとんど予算は審議させない。経営協議会ですか、こっちが予算オンリーでやる。これは、元大阪大学事務局長を務めた文部官僚の方で糟谷さんという方が、先般の朝日新聞の「私の視点」で書かれています。具体的にこれは、「ノーベル賞で有名になつた素粒子ニュートリノ検出装置「カミオカンデ」の建設のような場合」、大きなお金のかかるような場合、まさにこれは教育研究分野で非常に必要だと。一方で、予算はこっちの経営協議会となると、この調整が時間がかかつてなかなか迅速な措置ができない、「機動性に欠けることは明らかだ。」と元文部官僚がおっしゃっているんですけど、こういう心配はないでしようか。

○河村副大臣 今のが国立大学においては評議会があるわけでございまして、ここが、各学部から皆それぞれ代表が出てきて、各学部の、それぞれの学部の利害調整に非常に時間をとる、これが大学運営の上で非常に障害になつていて、一度の新しい経営運営の上で非常に障害になつていて、今まであったところでございまして、今度の新しい経営運営の上で非常に障害になつていて、大學みずからの責任で機動的な意思決定がどうしても必要になつてきているわけでございます。そういう観点から、今回、経営部門と教学部門、この責任の所在をはつきりするということが第一点と、それから、今回、大きく学外者の参画を得るということことで、意見聴取をやるということも重視をされておりまして、このために両方の審議機関も必要になつたわけでございます。

そういうことを前提として、要するに、機動性を欠くのではないかと、御指摘が今ありましたのが、今御説明申し上げたように、その役割分担をはつきりしているということをおいて、そして最終的に学長が判断ができるということで、私は、今までの国立大学よりは機動性においては高まつておるというふうに考えるわけでございます。もちろん、それぞれの役割がありますから、あ

あいうカミオカンデのような大きな問題、これは学術の面から、教授会から意見が上がってくる。そういうものを取り入れるということは当然あり得るわけでございまして、そういう面では、今回審議機関を設けたことによってすつきりしてきたのではないか、このように考えております。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○藤村委員 ということは、先般の元文部官僚の方のこの危惧は杞憂である、そんな心配は、むしろ機動性に富むという今お答えだったというふうに受けとめます。

そこでもう一つ、人事システムの問題をちょっと飛ばしまして、最後 時間がありまつたらやります。今度は、大学法人のそれぞれに附属の学校、小中高、それぞれ附属学校というものがございました。

過去、国立大学の附属小中学校の先生というのは、今回聞いてみてわかったんですが、大半が、実は都道府県における公立の小中学校の先生が身分を国家公務員に変えて来ていらっしゃる、数でいうと八割ぐらいのようですね。つまり、現在の国立の先生、小中高まで入ります、この先生方の数は五千四百五十三人だけれども、そのうちの八〇・三% 四千三百七十七人という方々は、実は都道府県の小中高的教員が、まさに地方公務員から国家公務員に身分を変えて、ある期間出でこられて、それでまた帰られる。

こういうまさに人事交流というのが非常に、八割国立に来るわけですから、交流というよりは直交流みたいなものですね、頻繁にあつたわけですけれども、今回、これが非公務員になりますと、どうなるんでしょうか。文科省としては、この人材交流、人事交流というのは、今後どう考えるんでしようか。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、今、国立大学附属学校教員の八割が公立学校からの人事交流で来てるわけでございまして、こういった人事交流によりまして、公立、国立、それぞれ学校組織の活性化が図られ、教員の能力啓発ということと

でござります。

の特殊性に基づいた給与という原則を新たに規定されました。この趣旨をきちつと報告してください

書き方があるんですが、「一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければ

育課程の先生方は非公務員になりますから、これは削除だと。

したがいまして、法人化後におきましても、これまでどおり、大学と教育委員会との間で人事交

○矢野政府参考人 公務員一般につきましては、い。

務員とは違う特殊性に基づくというのは、それは

しかし、この人確法というか、まさに準拠をしていた公立の義務教育の先生方は、そうすると、

流協定を結ぶことによりまして、引き続き実施をしていくということになろうかと思います。

給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないものとされているところでございますが、

足してどういうふうに理解すればいいんでしょうか。その二つの理念に基づいて、こういうことに

人事院勧告が今の人確法四条によつて國立學校の義務教の先生に適用され、それに準拠してゐた公工の文教の元三行は、人事院勧告に間接的に受け付

○藤村委員 今後も引き続き というのは 実態的に八割を公立の学校の先生でまさにお願いしているわけですから、全部来ないとなると、今後、学校ができませんものね、今後も同じような形でいく。それで、今おっしゃったのは、今度は各法人と都道府県とのまさに契約といいますか協定といいますか、そういうものを交わした上でやる

教員の職務は一般的な公務員の行政事務などに異なる特殊性を持つものでありますことから、その給与と責任は、その職務と責任の特殊性に基づき、一般的な公務員とは異なるものとされる必要があるというふうに考えております。

これまで、公立学校教員の給与につきましては、委員先ほど御指摘がございましたが、教育公

○矢野政府参考人 まず、人権法についてどうであるかということについて、御説明申し上げたいと思うわけでござります。

法人化に伴いまして、国立学校の教員が非公務員ということに整理されますことから、人事院の勧告について定めた人材確保法の第四条を削除するなんてしまふが

立の学校の先生方から人事院勧告を間接的にうけていたけれども、では今後、人事院勧告は関係なくなる、こういうことなんでしょうか。

こういうことだと思いますので、それは必要なことであろうと思います。

そこで、今度は公立の学校の教員の側になりま
すと、今回の法改正の中で、特に、国立大学法人
法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
案、これがたくさんの法律を変える。やはり国立
大学が一般の法人になり、非公務員になるという
ことがどれだけ大変なことがこれから見てもわから
るんですが。

務員特例法第二十五条の五によりまして、国立立学校準拠とされてきたところでございます。この規定に基づき、公立学校教員の給与につきましては、国家公務員に準拠することで、全国統一的に、教員の職務と責任の特殊性を反映した給与体系、これは例えば、行政職と異なる俸報表が定められているということとか、あるいは教員特有の手当が支給されているといったような、そういうふうな特別の給与体系が担保されてきたわけで

ることにしておるわけでござりますけれども、人確法の第三条の規定、これは、義務教育の教員の給与について、一般の公務員に比較して優遇措置を講じなきやならない、そういう規定でございまして、公立学校の教員の給与を一般の公務員より引き受けでござります。したがいまして、都道府県はさから、この三条の規定は存続するものであるわけでござります。

先ほど先生御紹介がございましたが、これまで学校の教育公務員の給与等を基準として定める、ととされておりましたために、人事院の勧告にに基づいて定められた国立学校の教員の給与の額に準拠しながら、それぞれの各都道府県の人事委員会の勧告等に基づいて都道府県が決定されるという仕組みになつていたわけでございます。

今後は、国立大学の法人化によりまして、国立

その中で、例えば、今まで都道府県の公立の義務教育の教員の給与、これは二分の一国庫負担という、国がまさに補助金を出す、国が責任を持つという部分であります。この給与の算定が、すなはち国立学校準拠の規定という教育公務員特別法第二十五条の五というのがありました。つまり、小中、義務教育の先生は、国立学校的先生、そこに倣つて、その先生方の俸給表をそのまま都道府県の教育委員会が採用した形で、それで何人雇つたということを、国がまさにそれに基づいて二分の一の文科省の国庫負担が決まっていた。

国立学校の法人化に伴いまして、その規定が削除されることとなるわけでございますが、引き続き、教員の職務と責任の特殊性に基づいて、一般の公務員とは別個の給与体系とする必要があるわけであります。そのために、公立学校の教員の給与につきましては、先ほど御紹介がございましたが、その「職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。」そういう規定を新たに規定いたしまして、一般の公務員とは異なる教員特有の給与体系を担保することとしたものでございます。

またあわせて、国立大学の法人化後も、教育公務員特例法におきまして、義務教育等教員特別手当の支給根拠規定を置くことといたしてござります。このようなことから、各都道府県は、公立学校の教員の給与につきまして、条例でそれを定める際には、人確法の優遇措置は基本的に維持されるわけでございます。

したがつて、先ほど御説明申し上げましたように、教員の職務と責任の特殊性に基づく給与、そういう基本の原則に、今申し上げた人確法の趣旨というは当然維持される形で、各都道府県における教員の給与というのは決定されるものでござる。

学校教員の給与との額に関する規定がなくなりましたために、人事院が国立立学校の教員給与について勧告を行うことはなくなるものであります。人事院の勧告はなくなりますけれども、各都道府県におきましては、従来どおり、教員の職務と責任の特性性、これは先ほど教特法の中の規定で申し上げましたとおりでございます、また、これも申し上げましたが、人材確保法の趣旨、さらに現在の教員の給与水準等を踏まえながら、人事委員会の勧告に基づいて教員の給料及び諸手当の額が定められることになるわけでございます。

止ですね。となると、どうなるのかというので、それは余りに漠としていますのでもう少し具体的に言いますと、だから、それがなくなるから、今度は各都道府県が決めないといけない。その際には、今回、教育公務員特例法に教員の職務と責任が

○藤村委員 そこで、それはそれでよくわかりますが、もう一つ、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特措法、いわゆる人確法というのが、また別途、法律としてはあります。これは今後の教特法とはまた違う法律でありますから、違う

直接的には関係なくなる。しかし、今度は、教法とか人権法に基づいて都道府県でやつてちようだいと。そうすると、人事院勧告は影響はなくなるということになるんですね。

○矢野政府参考人 今申し上げましたように、人確法の趣旨とか現在の教員の給与水準を踏まえながら、それぞれの人事委員会が決める事になるわけございます。そういう意味では、人事院の勧告は直接的なかわりはなくなるわけでござりますが、人事委員会が給与を決定する際には、例えば、国と地方の、国や他の公共団体との均衡の原則というのがございます。さらにはまた、人確法をベースにしなきやなりません。

そういう意味では、例えば、給与の決定に際しては、国家公務員の一般行政職の給与が人事院勧告によつて決められますが、それが一つのベースになつて地方の公務員の給与に影響してまいりますし、さらには、それがベースになつて人確法の形で教員の給与が決定されるというふうなことで、直接的には影響はないわけでございますが、今申し上げたような形で、間接的に人事院の勧告というものが影響してまいるかと思います。

○藤村委員 義務教の教員の給与は国庫負担が二分の一です。この二分の一は、実態的にその先生一人に幾らということになり、国がきちっと今までその俸給表に基づいてやつていただけますね。

そうすると、今度は二分の一の算定基準はどこに置くんですか。つまり、国として義務教の教員の給与の水準というか基準を持つてないと、二分の一補助はできないですね。

○矢野政府参考人 現在の国庫負担の負担の対象経費というのは、都道府県が負担した実額でございます。その実額の二分の一ということになるわけございますが、今回の改正によりまして、各都道府県がその給与水準を自主的に決められるということになりますれば、状況が変わってまいるわけございます。そういう意味で、私どもいたしましては、現在、この義務教育国庫負担金の扱いにつきまして、定額化ということの検討を進めているところでございます。

この定額化というのは、いろいろ考え方があるわけございますが、その際には、私どもいた

しましては、義務教育の水準確保に支障が生じないよう、国家公務員の給与水準でございますとか、あるいは一般の公務員に対する教員給与の優遇措置の状況が各県でどうなつてあるかといったようなこと、さらには各都道府県ごとの標準定数などがどうなつてあるかといったようなことを踏まえまして、現行の国庫負担水準を基本的には維持するという方向で、定額化の方を検討いたしました。

○藤村委員 そうすると、今まで人事院である程度数字が出ていたのを、今回はむしろ国庫負担の部分は文科省がきちんと数字を出す、こういう理解です。そうだとうなづいていただきました。

だから、都道府県における人事委員会が他の公務員など勧告をするんですけど、それもおおむね人事院勧告に倣えてやつてあるわけで、実は、都道府県の人事委員会といふのは、それほど人が多いそんなに専門的でないし、やはり人事院というのが非常に重要な役割を占めていた。ですから、今度は人事院にかわって文科省がそういう数字をきちんと決めるというふうな理解を私は今したものですから、それできちんとお願いをしたいと思います。

もう一つ、ではそうすると、都道府県は今回、国立大学法人とそれぞれ、さつき話が出ていまして、教員の八割方都道府県の先生を送るような関係であります。県と国立大学法人とで協定を結ぶなり契約をされる。そういうときなど、給与の問題はどうするか。

○矢野政府参考人 御指摘のよう、昭和三十二年の通知は、例えば公立学校の教員等の給与について、給料表は教特法二十五条の五の趣旨に沿つたものとするといったことも含めた事柄について具体的に通知しているものでございますが、この準拠になる規定を削除することになりますから、この三十二年の通知は、当然のことながら、内容といたしましては効力を失うことになるわけございます。

そうなりますと、各県は人事委員会の勧告に従つて、今私がるる申し上げましたような仕組み、すなわち国立学校に准拠した現行の公立学校の教員の水準、あるいはそういう給与体系というものをベースにしながら、適切な勧告をしていただけるものというふうに思つております。私どもとしては、またそのことにつきまして、法律改正の後、この改正の趣旨につきましてはきちんと周知徹底を図つてまいりたいと思っておりますが、もし必要がりますれば、この改正の趣旨に基づいて適切な対応をしていただけるように、都道府県に対する指導助言というものも行つてしまつたりたいと思つております。

○藤村委員 私は必要があると思いますので、検討に入つていただきたいと思います。これは要望書である「給与制度の基本である給料表」と書いてありますが、「國立学校の教育職員と異なる内容のものを採用する

ことは、教育公務員条例法第二十五条の五の規定の趣旨に反するものと考えられるから、教育職員の給料表は法別表第五教育職俸給表と同様の内容のものとすべきものである」というふうな形で昭和三十二年に通知されて、それがずっときてようままで生きていたというふうに伺つております。

しかし、やはり都道府県に対して、これは国として、特に義務教の給与を負担している国として、きちんと何か連絡、通知していただきかないといけないのですが、その内容的なものを今どういうふうにお考えでしょうか。

○矢野政府参考人 御指摘のよう、昭和三十二年の通知は、例えば公立学校の教員等の給与について、給料表は教特法二十五条の五の趣旨に沿つたものとするといったことも含めた事柄について具体的に通知しているものでございますが、この準拠になる規定を削除することになりますから、この三十二年の通知は、当然のことながら、内容といたしましては効力を失うことになるわけございます。

○矢野政府参考人 定時制通信教育手当や産業教育手当、これは現在、定時制教育、通信教育、また産業教育に従事する教員の職務の困難性という点にかんがみまして、国立の高等学校の教員のうちこれらの教育に従事する者に対する支給をいたしますとともに、公立の高等学校の教員につきましては、国の例に準拠して支給する、こういうことが、この辺を説明してください。

○矢野政府参考人 定時制教育、通信教育、さらには産業教育の重要性、またこれらに従事する教員の職務というものは変わらないわけでございますから、これまで定時制通信教育手当あれば、産業教育手当の支給を受けていた者に対する支給を引き続きこれらの手当を支給することが必要であるというふうに私どもは考えております。

このため、今回の法改正では、国立大学の法人化に伴い国立学校の教員が非公務員となりますことから、国立の高等学校の教員に対する両手当の支給についての規定は削除いたしますけれども、公立の高等学校の教員に対する両手当につきましては、現行と同様に支給するために必要な規定を設けるという改正を行つたものでございます。

このような規定などに基づきまして、定時制通信教育手当あるいは産業教育手当はこれまで同様に支給されることになるというふうに私どもは考

えております。

○藤村委員 わかりました。

残りわずかの時間で、さつき飛ばした中でどうしても一つだけは聞いておかねばならないんですが、今度の国立大学が、先ほど来た質問もございました、学長のリーダーシップというか権限が大変強い。さっきの経営協議会にしても教育研究評議会にてもその議長は学長であるし、役員会の長も学長である。それから人事権、学長が人事権を持つ。監事以外は全部学長ですね。その際、一番重要な役員会の構成員である理事を任命するのも学長であります。

学長は一体どんな基準、どんな観点をもつて理事を任命するのか。特に、学外理事を必ず一人入れることになりますと、これは難しいですよ。学校の学長さん、きょうまでの学長さんが引き続きやる場合でも、学外から、地域のというか外から持つてくる理事を選ぶのは非常に難しい。どんな観点で理事を選ぶべきなのか、そういうお考えをお持ちなのか。法人が決めますと言われてしまうとそれまでですが、しかし、やはりこれはある程度、スタート地点のためにも今から考え方を示しておいていただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 学長を補佐する理事につきましては、法律の十三条で、人格が高潔で学識がすぐれ、かつ大学における教育研究活動を有効かつ効果的に運営することができる能力を有する者の中から学長が任命する、こういう規定になつておるわけでございます。それ以外の任命手続あるいは基準等につきましては国立大学法人にゆだねられておりまして、学長がみずから見識を踏まえて適任者を任命するということが求められるわけでございます。

理事の任命はこういったように学長の判断といふところでございますが、これは推測ではございませんけれども、学内から選考される理事につきましては、例えば、現在でも、副学長あるいは学長補佐といったような方々が学長を支えて大学運営を担つているわけでございますので、イメージと

してはそういったような方々が理事になるのではないか、こう思われるわけでございます。

それから、学外の理事でございますけれども、これは、学外の有識者の見識を大学経営に直接反映させまして、そして高い専門性を有する人材を登用する、こういうことを踏まえて導入されたものでございますから、これもちょっとざつとしてはおりますけれども、例えば経済界あるいは私学関係者、高度の専門職業人、こういったような方で、国立大学法人の経営につきまして広い、そして高い識見を有する方などを選ぶんじやないか、こう思つております。

○藤村委員 時間が参りましたので終わります。が、その学長を選ぶのが文科大臣でございます。文科大臣の責任は大変重いので、一つ選び方を間違うと大学がつぶれるかもしれない、そういうことでございますから、これは法律でそう書いて、文科大臣が任命するわけですから、八十何人の者を選ぶわけですから、これは文科大臣には本当に慎重に、真剣に、高い見識を持ってやつていただきたいことを希望して、終わります。

○古屋委員長 鎌田さゆり君。

○鎌田委員 民主党の鎌田さゆりでございます。大変、人によつては短いととられる方もあるかもしれません、結構なお時間をかけてきながら審議を尽くしてきているのではないかという感想も持ちながら、いろいろな方がいろいろな質問をなさつて、私はまた私なりに質問させていただきたいと思います。

まず、前回の委員会で質問した際にはガンジーの言葉から入らせていただきましたが、きょうは孔子の言葉から入らせていただきたいと思います。「子曰く、学びて時に之を習う、亦説ばしからずや。」これは論語巻頭の、皆様御存じの有名な言葉でありますけれども、世界の四人の聖人のうちの一人と言われておきましたが、きょうは

二千数百年前の話でありますけれども、今なお私たちはこれを学ぶことができますし、そして、こ

ういう歴史、あるいは孔子が唱えた偉大な言葉、教育にかかるさまざまな教え、今改めて私たちもしつかり胸に刻んで、これから日本の教育の改革、高等教育の改革に臨まなければならぬと思いますので、ぜひそのような共通認識のもので、これから約五十分、よろしくお願いをいたします。

そこで、今回審議が進められております国立大

学法人法案及び関連五法案でございますが、その大変重いので、一つくらい前からこのテーマについては議論がなされてきた。その時点でも、法人化のための法整備促進という文字がはつきりとうたわれておりますし、そのくらいの時間をかけてきたのですから、長いなどいう感想を持ちつつも、でも、それだけ実現に時間がかかるということは、それだけ重いし、それだけ大きな制度改革を伴うものだということを改めて教えられます。

だからこそ、これから約五十年、百年先の我が国の大、高等教育が今よりいい形になつていなければならぬ、これも共通に御認識を持つていただけると思います。それはつまり、学生にとって大学がよくなつた、それから現場で教えている教育者、研究者にとってすばらしい制度に変わつたんだ、そういう認識をしっかりと自覚できるようになつていかなければならないと私は思いました。

文部科学省にとってどうか、はつきり言えれば、今まで持つていたこの権益を放しちゃうのが惜しいからこそは持つておこう、この権益、権力を今まで持つていなかつたから今度新たに持とう、決してそんなことだけは、絶対にあつてはならない。その視点の向か方というところを間違わないでこの制度の変革というものをつくり上げていく

なければならぬんだと思います。

それで、これまでの委員会で多くの議員の方々、委員の方々が質問をし、そして大臣、副大臣、皆様が御答弁をなされました。私、さよに五十分いたいでいますので、いつもより若干時間があるので、その答弁の中で、私にしたらとても信じられない答弁があるな、そういうところについてもう一度ちょっとその真意というか、意味を確認させていただきたいと思いますので、記憶を呼び戻していただきたいと思うのです。

四月十六日、私どもと会派を同じにいたしました山口委員が質問をした際に、これは遠山大臣が山口委員の質問に答えているのですけれども、議事録をそのまま読ませていただきますと、「行政組織の一部としての現在の国立大学という設置形態では十分ではない。今日の状況では、行政組織の一つであるがゆえに、人事上、予算上等々のさまざまの制約を受けざるを得ないわけでございますね。」そして三行ぐらい置いて、「さまざまな束縛から大学を解放して、むしろ自律的に、そしてより主体的に、積極的に大学の機能というものを発揮してもらいたい」という趣旨で今回の法律案を「出した」というふうに説明なさつていていますね。ここでの「さまざまの制約」「さまざまの束縛」これほどが大学に対してかけてきたものなんですか。

○遠山国務大臣 束縛という表現でございますけれども、それは一般的な議論の中で出てくる用語でございますが、厳密に言いますと、国の行政組織の一環ということでございますので、例えば人事につきましては、これは国家公務員ということござりますから、通常の国家公務員が負つているいろいろな組織の中の、任命といいますかあるいは登用の仕方等々の規律があるわけでございますし、また給与につきましても、人事院の定める給与表に乗つかつてやる。あるいは、人事の採用についても、国家公務員であるがゆえに、学長について、国家意思の形成者であるということとで、外国人を登用することができないわけです

ね。

あるいは会計につきましては、これは財政上のいろいろな制約があるわけでございます。国の組織でございますから、これは行政機関と同じよう例えは費目はその予算がついたときに決まつてゐる費目の中を使わざるを得ない、費目間の流れはできない、あるいは予算単年度主義に縛られるわけでございますから、ある年についてのものは必ずその年のうちに使つてしまわなければならぬ。そういうふうな国家行政組織の一環であるがい。

ゆえに伴うさまざまな束縛というものが、束縛といふのは、私は大学人の立場に立って言つてゐるわけですが、いまして、国家公務員としては当然受けるべきものではございますけれども、そういう桎梏というものの、大学の自主性なりあるいは大学の知的な創造活動というのができるか、あるいは学生に対する十分なサービスができるかと、うことを考えますと、法人化の方がよりいいという趣旨で御説明しているわけでございます。どういう点で現在の仕組みが問題であるかということは、必要であればまた、より詳しく、厳密にお答えさせていただきます。

○鎌田委員 義務教育費国庫負担法の私は改
と思っておりますけれども、あのときからもずっと
と同じようなことを考えさせられるんですけれど
も、今の御答弁をお聞きいたしましても、文科省が
が国立大学のことを真剣に考えて、先日、自由党
の佐藤議員も発言していましたけれども、そういう
う国の組織、形態、機構というもののと闘って、よ
り国立大学がそういう束縛を受けないようにする
のが、私は、文部大臣であり、また副大臣であ
るのだが、その使命ではないかな、その文科省のトップ
の人人がそれをやらないでだれがやるのというふう
な感想を持ちます。

それで、また同じよう山口委員の質問に対する答弁で、ずっと後段の方に行きまして、人事上、予算上、そういう面で「これまで国の行政組織であるがゆえにかかわってきた文部科学省の

役割というものも軽減されまし、」というふう

に遠山大臣は御答弁をなさっております。私は、今まで果たしてどれだけの役割を担い切れてきたんだろうか、そしてまた、今度はここに来て国立大学を法人化することで投げてしまつて、ああ、役割も軽減されるしというような御答弁をされるということが、とても、私は、この国の教育行政の所管をする、つかさどつているところの責任ある方の言葉なんだろうかと。そしてその役割が軽減されれば、結果として、中期計画なりと、いうもののこのつとつでいひなば、人票、計画なりといふものとのつとつでいひなば、人

事、予算、組織、運営も大学のイニシアチブが強く發揮されていくと。何か人ごとのような感想を私は受けます。

教育基本法の改正の論議も始まるようでござりますけれども、その理由についても、文部科学省がしつかりと真正面から受けとめて、責任を持つて考えていかなければいけない問題も、教育基本法を改正することによって解決されるかのようない、原因、問題の本質をどこか違うところに持つて、いつているような、そのような感想をこの答弁からも受けましたし、私は、やはりそういう認識ではあっていただきたくないなどというふうに思って

いと思います。
それで、具体に質問していくまえけれども、士学における学術研究、これは研究者個人、その研究者個人のまず常識に疑問を抱くところ、それから独創的な発想、そして果敢なチャレンジャー精神、そういうところから始まっていくんだ、第歩はそこから始まるんだという認識は持っていただけまででしようか。

○遠藤政府参考人 大学の研究の基本だと思います。

○鎌田委員 それが基本だというふうに今文科省です。

の方でお認めになりましたけれども、それが基本だとすると、先ほど来、中期目標、中期計画を大臣が策定するという文言に皆様どうしても気持が行きますけれども、そういうものが学術研究だ

ということに対して、そもそも、中期目標を立て

で、中期計画を立てて、そしてそれがそのとおりいつているか毎年評価をされていくというそのシステム自体が、私は、果たして大学における学生研究、教育というものになじむのかどうかということ、そことのところを非常に強く疑問を持つております。

○遠山國務大臣 この問題につきましては、これまでの御質問に対してもお答えをしてまいりました。

今回の改正の大きな理念といいますものは、日本の大學生、その骨格部分でもあります国立大學生について、教育研究というものをより活性化していく。そのためには、これは長い間の議論のたやすく。そのためには、これは長い間の議論のたやすく。法人化というようなことを、委員御自身も、長時間、そういうものが大学にとってはむしろ適してい、そして国の行政組織の一つであるといふ立場から法人という独立性を持つた組織形態にしていくことでより活性化されるという信念のもとに

やがておこるにあたっては、同時に、国立大学として存続するということとございました。なれば、これは、国がしっかりと市政置をしなくてはならない。その財政措置をする際において、国として、各大学が原案をつくる、そうした目標を前提としてくる、それを十分尊重し、配慮をしながら、それを一緒に考え、そして定めていく。それについては、国上では責任を持って対応していく、そういう関係になるわけでござります。

各大学が原案をつくる際に、そこにおいて、私は、闊達な議論が各大学においてなされ、原案が

作成されてくるものだと思います。そして、一人の目標というものが定められた後は、六年間という長い間、これは、各大大学がその目標にむかって真剣に教育研究あるいは大学運営といふ

のをされていくわけでございまして、そのこと

目を注けば、これまで毎年毎年、予算要求の際細々としたところまで要求をし、そして費目間流用もできず、あるいは定員管理についてもさまざまな制約のあつた事柄から比べれば、私は、「」されは、大学が本当に自主性を発揮して、そして「」民の期待にこたえていく、それにふさわしい制限になると 思います。

の御議論というものはもちろん重要な思想ですけれども、そこで何をねらっているのか、それから何をねらっていることが本当にそれで達成できるのか、という角度から真剣な検討を経てつくるというが新しい制度だと考えておりまして、その意で、私どもとしましては、今回の提案いたしましては、十分な検討を私どもとしておこなって、そして御提案を申し上げている考え方でございます。

○鎌田委員 今までいろいろな答弁をされてきたのと何も変わっていない、それを聞いた上での受けける気持ちも変わらないんですが、さらにはして、そして御提案を申し上げている考え方でございます。

わせていただきますと、法律を出す側は法律に責任を持つのは当然だと思いますけれども、法律中に、文部科学大臣が中期目標を策定するといふうに書いてあるわけですね。だから、多くの人は、そんなことでは大学の自治が危険になると惧されるというふうな懸念を抱いているわけだけれども、では大臣が策定するのかというふう聞けば、いや、大学の原案を尊重しながら配慮していくんだというふうに答える。では、策定するという言葉はどうなるんだろうと。策定するとうふうに書くんだつたら、策定するという内容示したらいんじやないかというふうにも思い

つまり、私が申し上げたいのは、一体どうし
いのかなということわからぬ。だから、文
科学大臣が策定すると言つてゐるんなら策定す
す。

で、北海道大学はこうだ、東北大学はこう、東京大学はこうだというふうに、そのとおりに示して、そして議論を起こしたらしいんじやないですか。でも、策定するんですかと言えば、いや、策定するというのはこういうことなんですねといふように、何かどつちつかずで、どつちだかわからぬいような状態になつてゐる。いや、大臣、横に首をお振りになりますけれども、法律にそう書いてあるわけですよね。

それで、国立大学ですから、これは民営化するるんじやありません、運営の仕組みを法人化するということです、わかりやすく言えば。だから、この国立大学法人についても、やはり国が責任を持つわけですね。大学教育については、やはり国立大学法人の部分については持つんです。したがつて、その根拠をどこに持つかということは、最終責任が文部科学大臣にあるんです、その策定のところは、そこです。

該当するということをございます。したがいまして、その事務局につきましては、通常の独立法人評価委員会と同様、文部科学省が務めるということになるわけでございます。そういうことで、大変重要な評価委員会、そしてその事務局でござりますから、その事務局体制の整備にも努めてまいりたい、こう考えております。

それから、評価委員会の委員の人選の基準といふお尋ねでございます。

れば、その委員という人たちはこの文部科学委員会で所信を述べる、そのくらいのことをしたつ私は当然ではないかと。ここで、政令で定めますから、あとはだれがなったかは事後報告でとそして、評価する内容も後で、知りたければどうぞ聞いてください、そんな話で済まされる問題じゃないと思うんですね。

ですから、今の御答弁は、もう今まで何回も聞いた答弁と同じですから、私が今一つ提案を申します。

このようないに感じるのは私だけではありますん。一体どうしたいのか、示すものを示して、そして議論をそこから起こしたらいんじやないかといふうに思うわけなんですが、何かおっしゃりたいことがあるたら。いや、大臣じゃなければいいですけれども、首を横に振つておられたから。○遠藤政府参考人 ちよつと御説明をさせていただきますと、法律で、中期目標を策定すると。これは、最終的に大臣の責任で策定をする、こういうことでございまして、その途中におきまして原案を出していただき、それに配慮する、こういう経過が法律で決まつてゐるという次第でございます。

しかし、配慮義務とかそういうことがあるといふことは、そこを読めば、これは読み方だと思うんですが、そこに配慮義務とかあるということがあります、当然各大学が、だから文部科学大臣が一々小さいことまでずっと言うわけじゃないわけでありまして、法人化して、自主的に任せます。しかし最終責任のところは大臣が持つんですということを、法律にしたらそうなるんです。こういうふうに読んでいただきたいわけなんです。

○鎌田委員　おっしゃりたいことはわかります。だから、それならそれで、それにのつとつすべきちゃんと正しくやればいいのにと、それにのつとつた形で、何かすごく言いわけのようなことば

国立大学法人評価委員会の委員の任命に係る事項につきましては、通常の独立行政法人評価委員会と同様政令で定めることとしておりますが、その役割的重要性にかんがみまして、その委員は、社会、経済、文化等、幅広い分野の有識者をはじめ、大学の教育研究や運営に関して高い識見をお有する方々によって構成をするというように考へております。次第でござります。

この評価委員会は、国立大学法人制度におきまして重要な役割を担うものと認識しておりますから、委員の人選等に当たっては、公平な評価の実施が確保されるよう、十分意を用いてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

学委員会で、委員から質問を受けたり、あるいは何か自分なりの所信を述べたり、そしてまた委員の人選基準等についても、今までと何も変わらないのですから、もつと具体的に示していただけませんか。

○遠藤政府参考人 そういうことにつきましては、法律が通りまして、その後で政令を、関係各省とも相談しながら、そしてまたパブリックコメント等を通じて意見を聞きながら決めていくといふことでございますので、今、ここで申し上げられるのは、前々から言っておるような基本的な事柄だけということにならうかと思いますので、御

○鎌田委員 それなら、そのとおり書いたらいいんじやないですか。だから、大学ごとの原案を尊重し、配慮をしながら、しかも国の予算を投じるものなんだから、最終的に、手続上責任あるものとして文部大臣が策定するとするというふうにしたいいんじやないです。法律にそうなつてないからみんなが心配するし、でも、法律になつているとおりには全然なつてないし、非常に理解に苦しむわけです。

○河村副大臣 私もその議論にちょっと参加をさせてもらいます。これは、法律に細かく書いてあるから、書いていないからという問題よりも、基本的な認識をどこに持つかということで、義務教育国庫負担のときにも皆さんからいろいろ御指摘があつて、国がどこまで責任を持つのかと。今まで、「二分の一です」ということで、これは頑張るんですということです。

かり答弁の中で、いや、そんなことないんですねと聞こえてくるから……いやいや、いいです。

何か、国の予算を、国の税金を投じていきながら、手続き的なところからあると思うんですけども、そこに最終的に責任ある立場の大臣が策定するというふうに書くのは、私は全く理解しないわけじゃありません。ただ、皆さんが心配なさっているようなことだけは絶対にあってはならないと思いますので、それは、答弁が続いていますかから、そのように理解させていただくとして、してなんですが、国立大学法人評価委員会の組織機構についてなんですかれども、事務局の体制はどうなるのか、それから委員の人選基準はどうなるのか、お示しください。

○遠巣政府参考人 事務局体制でございますけれども、国立大学法人評価委員会は、国家行政組織法上のいわゆる八条機関、範疇でいえば審議会にして

○鎌田委員 答弁は、長いだけで、別に具体的に何にも示されていないと思うんですけれども。前の委員会で石井委員が質問したときに、評価委員会の評価のことについては、今後政令でどうことで、まだ何もと、これからのことろと答弁がありました。

しかし、私は、そのようなことではこの国会の責任も果たすことになりませんし、法律がこれかかられていくわけで、そのところで、この評価委員会というのは非常に重要で、しかもその評価が、大学の生き死にというか存亡というか、そういうものに大きく影響をするですから、その評価委員のメンバーがどういう人になるのか、どういうふうに評価をするのかということは、あらかじめ国会において、この場に出され、そしてみんなにちゃんとその情報が出されて、また議論の対象になつたり、さらには申し上げさせていただだけ

○遠藤政府参考人 午前中から何度も、透明性についてお尋ねいただきたいと思います。
○鎌田委員 その答弁で、評価委員会の公正性と透明性を担保しようとおっしゃるんですか。
○遠藤政府参考人 評価委員会ができ上がりましたら、それにつきましては、透明性というのではなくて重要な問題だと思いますし、しっかりと透明性が確保できるようにしていきたい、こう思っております。
○鎌田委員 しつかり透明性を確保していくようにしてまいりますというのは、今までも、何回も聞いたんです。だから、どうやつてその透明性公正性の担保を我々に与えるんですかということです。今しゃべっていることが、それが担保などそれが担保だと言つていただければいいし、でも、とてもじゃないけれども、そんなの担保と認められませんよ。

○鎌田委員 何か、違う話題を出して議論になつていくのじゃなくて、同じことをただ言い合い続けることのこの不毛さを感じているのは、私だけじゃないと思うんです。

ここは国会ですね。皆さんには、文部科学省、こ

つきましては、委員の氏名を公開する、会議も公開すると、いろいろなことにつきまして答弁をさせていただいておりますけれども、やはり国会でそういうふうに私どもが答弁させていただいたとすることは、自分で言うのもなんですけれども、大変重い意味があるのでなかろうか、こう思つております。

の国の教育行政に責任を持つところの役所の方々ですね、そして大臣がいる。それで、私たち、それぞれ地元がある。地元に行って、選挙民、有権者、市民の皆さんに対して、この法案がどういう形で出ていくのか、誕生していくのか、しっかりと説明する責任があるんですよ。それを、今の、透明性は重要な問題ですから、しっかりとそれをしていきたいと思いますと言っているから、透明性が出てきますよ。私たちにそうやって説明しろと言うんですか。責任果たせないと思わないですかね。とてもじゃないけれども、私のう、文科省さんと打ち合わせしたときに、少し踏み込んだ答弁をしなくちゃいけないかなという雑談を聞きつけ、期待をしてこの場に立ったのに、何にも変わつてないなし、期待してどんなでもない間違いで

次に行きます。この法案なんですけれども、三月二十日という日にち、イラクに対して、アメリカ、イギリスが武力攻撃を行った日にもちですけれども、あの日にちに、私たちのこの国の教育にかかる大きな出来事があつたんですが、あの陰に隠れてほとんど話題にも報道にも上らずに、そして今この法案の審議に至つてはいるわけで、ほとんど国民の皆様方はこの国立大学法人法及び関連五法案の内容、中身を知らないんですね、関係者の方々はまさに切実な思いで見守つているかもしれないけれども、そ

して準備に追われてはいるかも知れないけれども、でも、国民生活にとつて最も身近な、重要な、切実な問題は、私は授業料だと思つんです。学生にとって少なくとも今よりも授業料の負担といふものが悪くなるような形になつては、これは決して、いけないと思うんですけれども、この授業料について、どうなるんでしょうか。法人ごとのの自主的な決定が可能になるのか、また経営のための引き上げ、逆に学生集めのための引き下げ、こういったものがあると思われますが、いかがになるんでしようか。

おっしゃるけれども、やはり授業料に大いに関心を持つて、大学はどうなるかと関心をお持ちになつておると私は思いますよ。大学は今度変わらんだと。もっと突き進むと、何か国立大学が全部私立大学になるんじやないかと、そこまで心配しておられる方もありますが、そうじやないんですね。ということはしっかりとおっしゃつていただきたいと思います。

あわせて、今授業料の問題も我々は大いに留意しなきゃいけない大事な部分でござります。これについては今、幾らにするということをまだ決めておるわけじゃございませんで、自主的に各大学が決められる方向で検討をされているというところであります。

このやり方でございますが、やはり一応の標準額というものを国が示しながら、そしてこの範囲

もやはり示すべきであろう。その中で国立大学が大学法人としてのこれから運営のあり方とかいろいろなことをしんしゃくしてお決めいただきたい、こう思うわけでございます。もちろん、思つて少しある目にして、うちの教育はこれだけのことをできるんだというPRの仕方もありますようし、あるいは自分のところの財政といいますか、自主財源等も活用して、標準額より少し低めに設定しようというようないろいろな大学も出てこよう、こう思つておるところでございまして、いずれにしても、各国立大学法人の自主的な決定

○鎌田委員 では、授業
御答弁でしたが、変動
科省、考えていいないん
○遠藤政府参考人 今ま
したように、標準額と
その一定の範囲内で大体
いうことでございまして
うのは一定の範囲、こ
はこれから検討課題
の一定の範囲という枠組
なろうかと思ひます。

○鎌田委員 最後のと
か聞こえなかつたんで、
のは一定の範囲内で、
がぐじゅぐじゅと聞
の範囲内はどう考えて
○遠藤政府参考人 そ
れの国立大学法人が使
考覈して自主的に定め
ておるわけでございまよ
といふのはこれからのお
組みという意味でいえ
ということですから、こ
なるということを申し
す。

授業料変動の枠組み
いう、これは私も共通範囲、幅はこれから決
いましたが、では、今
んですか。

○遠藤政府参考人 一七
すけれども、国立大学など
といふもの、それから
律性を尊重しつつ、大學
大學が特別の教育サービ
めに普通よりも経費が

大臣が御答弁申し上げま
うものを示して、そして
が決めていただく、こう
いわばその枠組みとい
うのをどう決めるかというの
ござりますけれども、そ
れを設けるということに

ろがぐじゅぐじゅっと何れども、枠組みというの一定の範囲内というのえなかつたんです。一定ますか。

「い」うのは一定の範囲内と解します。しかし、そのるというふうにおっしゃることで何も示すものはない

場合等々、そういう観點にも留意をしながら検討を進めているというような状況でございます。○鎌田委員 そういう御答弁だつたら別に初めに、まだ何も示すものがない、その一言で済むんじゃないでしょうか。

いうふうにもおっしゃたけれども、そのことにについて、その変動の枠組みを何も示せないなんど、そんな無責任な話はないじゃないですか。そこで、上限枠、下限枠はこのくらい、そしてさらに、この過渡期の今後三年間から五年間、この間は絶対にこの枠をはみ出しません、責任を持つて文科省がそれを明言するというふうにここで言えないんですか。

大幅な、上限とか、下限もあり得ると思いますけれども、絶対にその授業料がいきなり高くなったりすることはないんだ、そういうような決意を最後のチャンスでどうかお述べいただきたいと思います。

○河村副大臣 鎌田委員の御心配、私もよくわかります。わかりますが、今の時点での上限を幾らにするか。下限は決める必要があるかどうかですが、上限については、私はやはり決める必要があるのではないか、皆さんがそういうふうに心配をされるということであれば。

しかし、これを見ますと、今まで国立大学の授業料は、ここ平成に入りましてから、一年置きといいますか、平成元年、一年置いて三年、三年から五年、五年から七年、七年から九年、九年から十一年、こういうふうに改定をお願いしてきている経緯もございます。

そういうことも踏まえながら、今鎌田委員言われるように、この何年間は完全に据え置きますといいますから、こういう形でありますから明言できるかどうか。しかし、どんどん授業料が上がっていくということはこれまでの経緯からいつまでもできるだけ抑えていかなければいけない、こう思つておりますが、それも大学がやはり自分たちの運営を考えながらやつていただくということでしょうし、こういうことに対する評価もやはり起きてくるわけでござりますから、大学の自主性にまたなきやならぬと思いますが、まさに鎌田委員が御心配のような点を踏まえながら、適正な価格というもので決まつていなければならぬことのように考えております。

○鎌田委員 数字を示すことが今の時点でそんなに難しいことなどいながら、例えは五十万だったら、その一〇%だつたら幾らだから、その上限を一〇%以内に今後三年間、五年間はどうめるようにしますとか、なぜそのようなことが言えないのか。五%という数字でもいいかもしません。

時の政府として、時の数の力を有している側の

けれども、絶対にその授業料がいきなり高くなったりすることはないんだ、そういうような決意を最後のチャンスでどうかお述べいただきたいと思います。

○河村副大臣 鎌田委員の御心配、私もよくわかります。わかりますが、今の時点での上限を幾らにするか。下限は決める必要があるかどうかですが、上限については、私はやはり決める必要があるのではないか、皆さんがそういうふうに心配をされるということであれば。

しかし、これを見ますと、今まで国立大学の授業料は、ここ平成に入りましてから、一年置きといいますか、平成元年、一年置いて三年、三年から五年、五年から七年、七年から九年、九年から十一年、こういうふうに改定をお願いしてきている経緯もございます。

そういうことも踏まえながら、今鎌田委員言われるように、この何年間は完全に据え置きますといいますから、こういう形でありますから明言できるかどうか。しかし、どんどん授業料が上がっていくということはこれまでの経緯からいつまでもできるだけ抑えていかなければいけない、こう思つておりますが、それも大学がやはり自分たちの運営を考えながらやつていただくこと

で。

○遠山国務大臣 今ここで、幾らにする、五十万円を幾らまでというようなことは、私は、これは議論の中身としてできる状況ではないと思います。

ただ、考え方だけははつきり述べさせていただきますけれども、授業料につきましては、これは、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するという国立大学の役割というものは、法人化によっても変わるものではないわけでありま

す。法人化後の授業料といいますのは各国立大学法人が定めることにはなりますけれども、国が事業として必要な財源措置を講ずるわけですし、また標準額を示すということでありますので、授業料が適切なものとなるよう努める、このことについてしっかりとお答えさせていただきます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

高専の問題に移りたいと思います。

国立大学法人法案の審議に当たつては、大学の自治ということがテーマになりました。高専の独立行政法人化の機構法案、これを審議する際に取り扱いはこれまでもしてこなかつた、こういうことだと思います。

○鎌田委員 だから、高専の位置づけ上そういう取り扱いをこれまでもしてこなかつたというのであれば、そこを変えるべきじゃないでしょうか。これは、五十五の国立高専を一つの法人にすることによって、では、今みずからおつしやつたそのところは変わるわけです。

ただ、私が気になるのは、もともと高専にいわゆる自治といつものがあつただろうか、そういう認識が欠如しているんじゃないかなというふうに思つわけです。

今、この高専の抱えている問題を解決するに当たつては、全国に五十五ある国立高専を一つの法

人によってまとめて、そしてこの機構の意見も何も聞くことがなく文部科学大臣が中期目標、計画を策定することがあります。

○鎌田委員 では、改めてお伺いしますが、なぜ今この五十五の高専が一つの法人にまとめられてしまふのか。昨年発足した今後の国立高等専門学校の在り方にに関する検討会、これがことしの二月二十一日に報告をまとめられています。そして、同月、二月の末には、これに基づいて高専機構法

案がこの国立大学法人法案とともに閣議決定されているわけですが、随分拙速だな。さつきのマークな中身になつてゐるわけですけれども、今やるべきことは、私は、今そもそも欠如している自治といつもの高専の中へ確立するような、そういう高度な制度設計というか機構設計、特にユネスコが勧告しておりますように、高等教育職せんけれども、これからでしようが、突つ込んだ……大臣、何かもし、改めて決意。では、三十秒で。

○遠山国務大臣 今ここで、幾らにする、五十万円を幾らまでというようなことは、私は、これは議論の中身としてできる状況ではないと思います。

ただ、考え方だけははつきり述べさせていただきますけれども、授業料につきましては、これは、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するという国立大学の役割といつものものは、法人化によっても変わるものではないわけでありま

す。法人化後の授業料といいますのは各国立大学法人が定めることにはなりますけれども、国が事業として必要な財源措置を講ずるわけですし、また標準額を示すということでありますので、授業料が適切なものとなるよう努める、このことについてしっかりとお答えさせていただきます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

高専の問題に移りたいと思います。

国立大学法人法案の審議に当たつては、大学の自治ということがテーマになりました。高専の独立行政法人化の機構法案、これを審議する際に取り扱いはこれまでもしてこなかつた、こういうことだと思います。

○鎌田委員 だから、高専の位置づけ上そういう取り扱いをこれまでもしてこなかつたというのであれば、そこを変えるべきじゃないでしょうか。これは、五十五の国立高専を一つの法人にすることによって、では、今みずからおつしやつたそのところは変わるわけです。

ただ、私が気になるのは、もともと高専にいわゆる自治といつものがあつただろうか、そういう認識が欠如しているんじゃないかなというふうに思つわけです。

今、この高専の抱えている問題を解決するに当たつては、全国に五十五ある国立高専を一つの法

人によってまとめて、そしてこの機構の意見も何も聞くことがなく文部科学大臣が中期目標、計画を策定することがあります。

○鎌田委員 では、改めてお伺いしますが、なぜ今この五十五の高専が一つの法人にまとめられてしまふのか。昨年発足した今後の国立高等専門学校の在り方にに関する検討会、これがことしの二月二十一日に報告をまとめられています。そして、同月、二月の末には、これに基づいて高専機構法案がこの国立大学法人法案とともに閣議決定されているわけですが、随分拙速だな。さつきのマークな中身になつてゐるわけですけれども、今やるべきことは、私は、今そもそも欠如している自治といつもの高専の中へ確立するような、そういう高度な制度設計というか機構設計、特にユネスコが勧告しておりますように、高等教育職せんけれども、これからでしようが、突つ込んだ……大臣、何かもし、改めて決意。では、三十秒で。

○遠山国務大臣 今ここで、幾らにする、五十万円を幾らまでというようなことは、私は、これは議論の中身としてできる状況ではないと思います。

ただ、考え方だけははつきり述べさせていただきますけれども、授業料につきましては、これは、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するという国立大学の役割といつものものは、法人化によっても変わるものではないわけでありま

す。法人化後の授業料といいますのは各国立大学法人が定めることにはなりますけれども、国が事業として必要な財源措置を講ずるわけですし、また標準額を示すということでありますので、授業料が適切なものとなるよう努める、このことについてしっかりとお答えさせていただきます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

高専の問題に移りたいと思います。

国立大学法人法案の審議に当たつては、大学の自治ということがテーマになりました。高専の独立行政法人化の機構法案、これを審議する際に取り扱いはこれまでもしてこなかつた、こういうことだと思います。

○鎌田委員 だから、高専の位置づけ上そういう取り扱いをこれまでもしてこなかつたというのであれば、そこを変えるべきじゃないでしょうか。これは、五十五の国立高専を一つの法人にすることによって、では、今みずからおつしやつたそのところは変わるわけです。

ただ、私が気になるのは、もともと高専にいわゆる自治といつものがあつただろうか、そういう認識が欠如しているんじゃないかなというふうに思つわけです。

今、この高専の抱えている問題を解決するに当たつては、全国に五十五ある国立高専を一つの法

学大臣が策定をする、示すということになるわけですが、さいにますけれども、当然、この目標をつくる際には、事実上、高専の機構の方でいろいろ御検討をいただいて、そして私どもと話し合いをしてから、最終的にこれでいいこうということにつきまして大臣の方が示すという、そういう形になろうかと思います。

○鈴田委員　事実上はと何か別事のようにおおしゃりますけれども、法律に、文部科学大臣が策定をして、機構の意見は聞くこととされないというふうになつてゐるじやないですか。でも、事実上は、機構の人たちと話し合いをしながらつくづいくんだというふうにおおっしゃるけれども、そういうふうに法律でここにのべてやつてあることを

と、全然違うじゃないですか。どっちが本当なのかな。
か。また同じですよ、さっきと。
では、国立大学法人法案と同じように、今おつ
しゃつたとおりに、機構の意見を十分に聞いて、
そして話し合いをもとに策定するんだというふう
にすればいいんじやないですか。国立大学法人法
案との大きな違いなんですよ、ここは。
○遠藤政府参考人 御指摘のように、法律上は文
部科学大臣の責任において機構に示す、こういう
ことでございまして、その際、大学法人につきま
しては、大学の特性にかんがみまして、法律で、
意見を聴取する、必ず意見を聴取する、原案を出
してもらう、これも法律で必ずそうするという規
定にしておるわけでございます。

大臣が示すということも法律上できるわけですが、大臣の方は独立行政法人のスキルでござりますから、事実上、そういうことがあっても、事実上という意味は、そうしないで文部科学省を示すというのがいいということで、そういう形で作成をしていくということになろうかと思います。

○鎌田委員 時間がなくなつてきたので、もうほんとあとこれ一つで終わりかなと思いますが、であれば、私たち国会議員に対してこの法律の内

容を説明する冊子というか、機構法案の中身を説明したもの、ことと違うことになりますよ。皆様がつくられて私たちに配っているんでしょう。文部科学省がつくっているんでしよう。これは機構法案の説明をしているものですよ。分厚いものがありますでしょう。私、厚くて持つて歩けないからあそこから破つたんですよ。きょう、高専のところを。だから薄いんですけれども。

ここに……（発言する者あり）ああ、調査室。では、調査室が違う情報を出しているということになる。ここに、独立行政法人国立高等専門学校機構の意見を、中期目標策定に当たっては聞くこととされていないと書いているんですよ。

ああ、聞かないんだでは、どうやつてつくるのと。機構からも意見を聞かない。そして機構は、五十五を一つにまとめてつかい上に法人になる。いかにも高専の自主、自律、独創、創造性がうたわれているかのような法案になっているけれども、では全然そうじゃないじゃないかと。はつきり言わせていただければ、もともと自治がないのに、またまたなくなる。ますます、現場の先生たち、教授の皆さんたち、あるいは生徒さんたちにとって果たしていいものになるかどうかなんて、全くこれじゃ見通しが立てられない。

では、これについての見解をちょっとお聞きをしたいと思います。時間はもう私は終わりですのとどし、この際、休憩いたします。

○遠藤政府参考人 法律の上ではそうなつていてる端的に書いたものと理解します。

○古屋委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時八分開議

○古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤公治君。

○佐藤(公)委員　自由党の佐藤公治でござります。

ちよつと委員の出席が余り思わしくないようですが、ございまして、この大事な、本当に高等教育、国立大学を改革するという審議にしては人数が少ないと私はちよつとがっかりしております。(これは与野党皆さん方、うちの自由党は一〇〇〇名出席でございます。それを思えば、特に与党さん、もしもこれを本当に推し進めていきたいということであれば、それなりの皆さん方の意識、これを、やはり傍聴の方々もいらっしゃいますので、ぜひともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

本日質問をさせていただく大きな流れは二つあるかと思います。一つは、先般行いました衆議院本会議場での代表質疑、これに沿つた質問をさせていただきましたこと、そして、これもまた先日行われました参考人ということで大変ありがたいいろいろな意見をいただきました。これに関連した質問、そして大臣、副大臣の御見解をお聞かせ願えればありがたいと思います。

しかし、その前に冒頭に大臣、副大臣に御意見をお聞きしたいんですねけれども、今与党を含めた方々は、もうこの法案審議の問題点は出尽くしました、議論はし尽くしたようなお話を、または採決を急ぐことがお話として幾つか聞こえてくるところがあります。私はまだまだ足りないのでないのか。そういう話をしていくと、役所の方からも、これに関しては長い時間をかけて今までやつきました、こういうお返事が多く返ってくることがござります。長い間時間をかけて皆さん方が議論したのであれば、なおさら、それだけ大変な難しい法案であるのであれば、この委員会においても、やはり時間ももう少し考えて議論していくべきだと思います。

先ほど山谷委員からお話をございました中で、担保、私もよく使います、多くの方々が担保、担保という言葉を使う。担保、まるで銀行みたいですね。そこにあるのは、信頼関係がない

から担保という言葉を私たちは連発しているのかな、信頼関係をつくるためには、やはり時間が必要な、と私は考えます。

今、約十三時間プラスアルファの議論ということになつておりますけれども、副大臣、この議論に関して、もう少し時間を長くすべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。副大臣は多分、私の立場から言うべきことじやない、これは委員の皆さん方というふうにおっしゃられるかも知れませんが、副大臣の思いで答えていただけたらあります。

○河村副大臣 佐藤委員の言わされること、この問題の改革、特に百年来の、こう言われている改革でありますから、さまざまなお意見を伺つて最終結論に達したい、私もそう願つておるところでございまして、先ほどの、午前中の質疑で、民主党から修正案をお出しいただくというような話を伺つておるところでございます。

しかし、私どもとしては、これまで国対側とともにいろいろ積み上げをしてきた、いろいろな意見もあることも承知しておりますが、積み上げてきました経緯もございまして、十六年にはスタートさせなきやいかぬという使命を持つておるわけでござります。それにあわせて、国会も今、終盤にも差しかかっておるわけでございますが、国会日程等にもらみながら、法案の成立の日程をにらみながら、今質疑をいただいておるところでございまして、そういう意味では、十分濃厚な議論はいただきながら、来年の出発ができるよう、ひとつお取り計らいをいただきたい、このように思つておるところでございます。

○佐藤(公)委員 もう一回、その件に関してだけお聞きいたします。

もう少し時間はとつて議論はしてもいいと副大臣は思つていただけますでしょうか。

○河村副大臣 正直なところを申し上げますと、修正案に見られる点が一つの大きな争点だといふことは承知しておりますが、これは、この大学法案に限つていえば、もちろん、それぞれまだ詰め

るところはあるとおっしゃいましょうが、きよう、五時間半議論をお伺いした時点で、大体出るべき意見は出てくるのではないか、このように私自身は理解をいたしております。

○佐藤(公)委員 早く法律を通さなきやいけないという責任もありでしょうし、そういう言い方しかできないのかもしれません、副大臣のお気持ちを察すれば、もう少し議論してもいいのかなと私はおらせいただきました。

それで、本会議場での質疑の方の話に入らせていただきます。

私立大学の垣根ということ、これについて聞かせていただきました。実際問題、国立大学とは何ぞや、私学とは何ぞや、こういうところからお答えをいただいたわけでございますけれども、私が思いますことは、私学というものと国立大学というもの、そのできた経緯、経過というものが違うことは事実でございます。しかし、今、何もかも同じような形での方向に進みつつあるのかなというとらえ方ができる部分もあると思いま

す。

国立大学を法人化したことによって、競争原

理という言葉を使っていますけれども、お互いがある意味でフェアな中でやつていくためには、私立大学というのに対しても何か財政的な措置、もしくは法律的規制的措置、そういった一つのハンディといったものを考へ、私立大学に対してのサポート、支援というものは整理といふものをお考へになられているのか、お答え願えればあ

りがたいと思います。

○遠山国務大臣 私は、日本の大学の現状、四年制の大学だけで六百七十も大学がございまして、これは先進諸國の中でも進学率はかなり高いわけですが、日本の高等教育がここまで国民のニーズにこたえてきたのは、国立大学のみならず、私立大学の役割が大変大きいわけでござりますが、私立大学が建学の精神にのっとてしっかりと歩みを続けていたくということは、日本の

高等教育を支え、また、日本の将来のすぐれた人材を育成し、あるいはすぐれた研究をさらに進めしていくという面でも大変重要な私は思つております。

その意味で、今回は、国立大学の法人化ということ、国立大学の活性化ということを通じて大学改革を推進しようということでございますが、これは、委員御存じのように、「一九九〇年代から

国公私を通じた大学改革というのをずっとやつてまいりました。そして、それぞれ設置者の違いはあるにしても、本当に御努力が今なされていると思つております。

私立大学もさらに、私としては質、量はかなりできてまいっておりますので、質の面でさらに機能を強化していただきたいと思っております。そ

の意味では、私は私立大学の振興の方策といふものはしっかりと考へいかなくてはならないと思つております。この法案そのものと直接絡むと

いうことではなくて、対私立大学の振興策といふますか、日本の高等教育の発展のために一体どうしていくかということはさらに私は考察を続け、また努力を続けていくべき問題だというふうに考

えております。

○佐藤(公)委員 今、大臣の方から、私学に対しての振興の策というか、方策を考えていくべきだということの前向きな考え方だつたと思います。

では、これをもう少し具体的に今考へていらっしゃるものがあれば、お答え願えればありがたいかと思います。

○遠山国務大臣 私立大学に対する国の役割といふことは、大學といふものの持つべきいろいろな基準的なものについてそれを示したり、あるいは設置について認可をするという形でお手伝いをしたり、さまざまなる役割があるわけでござります。

いまほんは、大學といふものの持つべきいろいろな要素、こういったものが含まれているというふうなお話もございました。

前回の委員会で、河村副大臣から、国立大学法

人法が進んでいくと民営化になるかならないか、

当然、評価委員会の評価によっては統廃合もあり得る、地方から大学もなくなることもあります。

そういうところで、前回の代表質疑の中で、大

これにつきましては、いろいろな法制がござい

まして、私立大学に対する助成制度があるわけでございます。それは次第次第にいろいろな形で充実を見つけているわけでございますが、私立大学に対する支援といいますものを、現在のものを

ベースにしながら、今後どういうふうにそれを充実し、あるいは強化し、あるいは重点化していく

かというふうなことが大事ではないかと思いま

す。

具体的に今の段階で、どこをどうするというふうなことは、もちろん申し上げるような段階でございませんが、私は、私学関係者も含めて、この問題については今後非常に重要なテーマだといふふうに考えております。

○佐藤(公)委員 今、国立大学と私立大学、これは全部が全部フェアであるべきかどうかというの

は疑問だと私は思います。しかし、フェアな部分はまさに都市部と地方という切り口があり得る

いますが、この縦軸、国立大学と私立大学の種別的な縦軸から、この次、横軸に移った場合に、こ

れはまさに都市部と地方という切り口があり得る

と思います。

これは参考人の方の中にもございました。

ちょっと順不同の質問になってしまいますけれども、参考人の方の意見の中でも、まさに地方の切り捨

て的要素、こういったものが含まれているという

ようなお話をございました。

前回の委員会で、河村副大臣から、国立大学法

人法が進んでいくと民営化になるかならないか、

つまり、さまざまな役割があるわけでございま

すが、やはり、私立大学がしっかりと自立をして、そして教育研究をその建学の精神に基づいてやつていただくというベースとしては、国の財政的な援助といふものは大変大事だと思うわけでござります。

「全国的に均衡のとれた配置により、」つまり今

の現段階の国立大学のあり方というのは、配置的には非常に理想的だということをおっしゃつたと私は思います。もしもそれが、今の状況がいいと

いうのであれば、統廃合になつたのであれば、この県は国立大学がなくなる、もしくはこの県もに集中される、統廃合ということになつてくる。

つまり、今現状の全国的に均衡のとれた配置が、これが非常にいいというのであれば、やはり一つの、先ほどフェアということを話しました、

フェアということから考えていくと、地方と都市部との国立大学の中には、これは参考人の方もおっしゃられていました、もともと一つの差がある、この差を埋めていく文部科学省の考え方、ま

たは措置というものがあつて、ある程度均等な、平等なスタートを切らせてあげること、これがとても大事だという参考人の意見があつたわけでございます。

もう多分参考人のお話をされたことは、大臣、副大臣、十分聞かれて、読まれていると思いますので、そこにおける説明というのはある程度飛ばして話をさせていただいておりますけれども、つざいます。

もうところ、私が言いたいことは、国立大学と私学との間でのフェアな環境、そしてやはり地方と都市部との、これは国立大学の中で結構です、その中のフェアな状況でのスタートというものが私はとても大事な一つのポイントでもあると思ひます。

臣答弁の中、「我が國の国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で重要な役割を果たしてお

ります。その陳情書、要望書の中で感じられることがあります。その陳情書、要望書の中でも、本来ならば、前向きな考え方を皆さんに与えていくことが、いかにこの国立大学法人化を皆さんのが不安に思ひ、そして先がどうなるのかわからぬ。

本来ならば、前向きな考え方を皆さんに与えていく夢を持たせるような法律であり文部科学省の説明であるべきにもかかわらず、皆さんのが不安を

持ちながら日々暮らしている、そしてこういった

要望書、陳情書になつてゐる。

ここは、私は非常に大事なところであり、ここで埋めていくもしくはみんな頑張れば幾らだつてできるんだよ、どんな大学だつてこういうふうになれるんだよ、もっとと夢を与えていただくような法律なり説明なりにしていく必要性が考えられる部分があると思います。

一つ質問としてお聞きしたいのは、地方の国立大学と都市部の国立大学、これはもうスタート時点でアンフェアな状態だと僕は思いますけれども、これをどう思われるのか。また、これをある程度のフェアな状況のスタートラインにそろえるべきだと思いますけれども、大臣が副大臣、お答え願えたらありがたいと思います。

○遠山國務大臣 これまでの国立大学といいますものは、国の行政組織の一部でございましたがゆえに、国民の皆様からの批判あるいは大学人の中でも、余りにも護送船団方式ではないかということが一つあつたと思います。そういうことを前提にいたしまして、あるいはさまざまな課題を抱えている国立大学について、私は、それぞれの大学がむしろ個性を持ち、独自性を持ち、特色を持つてやついくというのがこれからの方ではないかと思います。

したがいまして、地方にある大学がアンフェアな状況に置かれているというお話でございますが、決してそうではないのではないか。地方の大学におきましても、非常に独自性を持って、すぐれた教育研究をやつている大学は幾つかござります。私としては、そういう個性輝く大学として、地方にある大学においてもしっかりとやついていただくというのが今回のねらいの一つでもあるわけでございます。

国立大学の機能としては、午前中も答弁させていただきましたが、学術研究あるいは研究者の養成、それから学問分野のバランスのとれた人材育成、とともに、その地域への貢献、地域のニーズにこたえる大学の機能というのは非常に大きいわけございまして、そうした角度から、それぞれ

の国立大学が特色を持つて、そして個性輝く大学になつていただく、そこがむしろねらいでござります。

アンフェアな状況にあって、みんな同じようになります。では、これをある程度、全部同列とは言いません、やはり国立大学の、特に地方において、私は、スタートラインに並ぶに際して、少しなかなかわからないのでございますけれども、私どもとしましては、国立大学の中でも、全く皆同じように、ミニ何とかというのではなくて、しっかりとやつてもらいたいというのがございます。

もう本当に、建学の精神にのつとつて、真摯にその目的達成のためにやつていただきたい、そういう考え方でございます。

委員が御心配いただきますアンフェアな状況となりました。私は、地方の大学において、もつと個性ないし特色を發揮していくば、さらに輝く存在になつていくということで、希望を持つてやつていただきたい。まさにそれにこたえる制度であるというふうに考えております。

○佐藤(公)委員 アンフェアという意味がおわかりにならないと大臣はおっしゃいました。これ

は、もしかしたら参考人の方々のお話を聞かれていないのかなとふと思つたんですけれども。

参考人の方が、十分留意しておかなければならぬという点で、もともと、東京大学を始めとするいわゆる旧帝大ないし戦前からある大学と戦後に設置された大学との間には、講座制と科目制という予算算定の根拠に違いがある、結局、配分されるお金の部分で格差が長年にわたつて存続し続けてきているという部分、結局は財政的な面といふ、アンフェアというふうにとつていいかと思いまますけれども、こういう部分がずっと統いてきてますけれども、この部分がずっと統いてきてます。「出発点」といたしますと、競争に参加する大学法人間の初期条件に有意なる格差が存在することは否定するべくもありません。」こういう話がずっととあつたわけでございます。

そのアンフェア、いろいろな意味でのフェア、アンフェアというのがありますけれども、やはり大學生のものでありますから、要請も来ておりまます。やはりそれぞれの教育は地域性に根差した教

で積み重なつたものというものは大きく存在すると思います。その差というののかなり出ていると思います。では、これをある程度、全部同列とは思いますが、一方では、少子化時代にどう対応するかという課題も抱えながら、こういう問題に取り組んでいかなければならぬと思っております。

トータルとして、やはり地方の国立大学はそれなりの特殊性を發揮して頑張つておるわけでござりますが、やはり各都道府県、地方で頑張つておるわけで、今回の国立大学法人化に当たっては、その辺もやはり考慮に入れながらやられていただきたい。まさにそれにこたえる制度でございます。

○河村副大臣 佐藤委員御指摘のとおり、地方大学といいますか、地方にある県立それからそれぞれの国立大学と、御指摘のようないわゆる財産だけ比較して、私は、スタートラインに並ぶに際して、少しも随分違うわけで、今回の国立大学法人化に当たっては、その辺もやはり考慮に入れながらやらうか。

いいますよりは、地方の大学において、もつと個性ないし特色を發揮していくば、さらに輝く存在になつていくということで、希望を持つてやつていただきたい。まさにそれにこたえる制度であるというふうに考えております。

ただ、逆に、今度はそれぞれの、これから地方分権、地方主権の時代と言われておりますが、各県等々においても、地元の国立大学と一緒にになってやつていこうという機運も一方では盛り上がつておるわけでございます。最近、法律改正等々の要求がありまして、あれは特区でやつたんだでしたか、せつかく各県がその大学に土地を用意して、ここへ研究所を欲しいといつたつて、勝手に地方自治体が国に寄附するのはだめだというような話でとめられちゃつたんです。これはもう今解除する方向であります。そういう動きも出てきておりまして、やはり大学を中心にして、その地域のいろいろな意味の活性化を図つていいかという地方の要請もございますから、そういうものにもやはり大学はこたえていかなきやならぬわけでございます。

○佐藤(公)委員 そこで、代表質疑のときでも、大臣答弁の中でまさに今お話ししたことを含め

て、我が国は国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で重要な役割を果たしております。

こうした国立大学の役割は、法人化それ自体によつて変わるものではなく、国としても、今後とも、必要な財源措置など国の事業としての責任を持つて対応してまいります。

一方では、私の方にも来ている要請書、教育学部の再編成等々については、それぞれ地元の特性があるものでありますから、要請も来ております。やはりそれぞれの教育は地域性に根差した教

育をやつしているんだという強い主張もあるわけでございますが、一方では、少子化時代にどう対応するかという問題に取り組んでいかなければならぬと思っております。

トータルとして、やはり地方の国立大学はそれなりの特殊性を發揮して頑張つておるわけでござりますが、一方では、少子化時代にどう対応するかという問題に取り組んでいかなければならぬと思っております。

私は、やはり国立大学の、特に地方において、私は、スタートラインに並ぶに際して、少しも随分違うわけで、今回の国立大学法人化に当たっては、その辺もやはり考慮に入れながらやつておるわけで、やはり各都道府県、地方で頑張つておるわけでございます。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数も多いものでも、大きい都市にある大学、人数も多いものでも、大きな都市にある大学、人数も多いものでも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

つまり、日本の教育全体を上げることで、大きい意味にも大いに意義あることだ、こう思つております。でも、大きな都市にある大学、人数多いものでもありますから研究課題もたくさん出てきておるわけですが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう取り組んでいかなければならぬと思っております。

の大学も、地方大学では出てくるかもしません。この前の副大臣の答弁ですと、それはもうなくなっちゃうかもしれない、もしくは統廃合になつてなくなつてしまうということもあり得るということをお答えになりました。やはり、ここら辺もすごく地域の皆さん方、地元の皆さん方、大學関係者の方々も不安に思つておられる部分だと思いますけれども、ここに関して責任を持つて今までと変わらずやつていくということはどういうことなんでしょうか。

とれた配置には余りなっていらないというのが本音などところなんじやないかなと私は感じる部分があります。検討の余地があるということで、今ここの大学とここの大學生があるけれども、これを合わさればもっと効率的になるというふうにお考えになる意味でも、均衡のとれた配置、そういう部分では検討の余地があるという思いがここには込められているのかなという気がいたします。

これはこれで結構でござりますけれども、ただ、やはりその部分が何かはつきりしないまままで物事が進んでいるというのが非常に不安をかき立てている部分でもあり、やはり統廃合ということありますので、その辺は副大臣、十分気をつけていた

だけたらありがたいと思います。
そして、先ほども話しましたが、僕はやはり
フェアな部分をもう少し地方大学に考えていただき
たい、もしもこの法案が通つてやつていくんで
あれば、それは十分考えるべきだと私は思いま
す。

そして、代表質疑の中で統いて聞いていることには、まさしくよう鎌田委員の質問にもございまして、文部科学省令で定める予定だということです。授業料の共通的な指標となる標準額ということを

卷之三

そして、代表質疑の中で統いて聞いていることには、まさしくよう鎌田委員の質問にもございまして、文部科学省令で定める予定だということです。授業料の共通的な指標となる標準額ということを

しかし、今回のこの大学法人化の問題については、いわゆる法律で基本的なことをきちっとお決めいただき、そしてもちろん授業料のようないくつかの幅をどうするかというような、今ここで数字を

れぐらにはせめて参考の方にお答えでも願え
ばありがたいと思いますが、いかがでしようか。
○遠藤政府参考人 確かに、政省令につきまし
ては、これまで國の機関の一部であつたものが法

そういう動きもありますから、これはなくなる
というよりも、それによってもつと大学が活性化
されて、その地域の住民にとっては、これは地域
性もあると思うんですよ。距離の問題とか便利さ
とか、そういうようなものをいろいろ総合してお
考えになつてそういうことが起き得るであろうと
聞かせていただきました。先ほどの答弁を聞いて
いると、検討中ということで、これは実際問題
も、私はやはり今回の法案において余りにも政
令、省令が多い、まだ未定なところが余りにも多
いと思います。

明確にできぬことかござりますから
これは検討しなきやいけない問題でありますけれども、私は、大筋の問題についてはこの場において御議論を十分いただいてきて居るし、いただけではございませんが、どう考へておるわけであります。省令の細部についてないからこの法案は、こう

化をするということで、いわば権利義務の主体となるわけでござりますから、財産その他の面でいろいろ細かな規定をしていかなくちゃならないということで、いろいろな条文等で、これは政令で定めます、これは省令で定めますといったような事項が多くなっていることは事実でござります。

いうことであつて、決して、どんどんそういうものはつぶしていけばいいんだという発想で申し上げたつもりはないのです。むしろこの法人化によつて、それぞの地域がやはり特性を出して、また地域が、自分たちの地域にある大学をもつとしつかり支えていこうという動きは高まつてくるであろうというふうに思つておるわけであります。

今、実際問題、政令、省令の数、副大臣、幾つぐらいあると思われますでしょうか、今回の法案に関して。いいです、これは事前通告していませんから。これは石井委員が調べて私がいただいたものですけれども、政令だけでも三十二以上、省令だけでも十六以上で、合わせて四十八以上が政令、省令の部分がございます。これには、細かいことがあります。たまたま大事なこと、小さないこと、いろいろと

言われることについてでは、私はその点は、それ
もっとと審議をしろとおつしやる佐藤委員のお考
であるうとは思いますけれども、ここで議論をして
いただくことによってこの法案のまさにやらな
きやいけない点ねらおうとするところといふの
は明確になつていくであろう、このように思つて
おるわけであります。

○佐藤(公)委員 でも、これはとても大事なこと

また同時に、御指摘ありましたように、評価員会あるいは授業料の問題等々について御指摘いただきておるわけでござります。授業料の問題につきましては、先ほど鎌田委員に御説明したとおりでございまして、そういううえで、授業料については省令におきまして標準を示し、そして一定の範囲というものを示しますので、その中でということで……（佐藤（公）委員）

し合われる、検討中だということでこの法案を成立させるというのは、私は非常に心配、また危惧する。」

の政令、省令に關して。それなら、一つずつ聞いていきましょうか。一つずつ聞いていたら大

先ほどの授業料のことにして、やはりある程度の一 定の範囲内といふもの、そういうたるもの、をきちんと明確にした上でこの法案を審議し、これを成立させる、ここがとても大事なところじゃ

ないですか。財政面に関しても、かなり政令省令の部分がございます。こういったことを、検討中で後からつけ足して考えていく、これではほんとはこの法案を通すわけにはいかないんじゃないかな、と思ひますけれども、副大臣、いかがでしょ

に移れるんだと思います。
参考人の方、何とおっしゃられました、この法律に関して。どんなこと言つていたかというのを見られましたか。どううにでもなるみたいな言い方ですよ。この国立大学法人化法案というのはどこ

○河村副大臣 どの法案でもといいますか、大きいか。
い法案には必ずその後、政令、省令があるわけですが、ございまして、今回のこの国立大学法人法案、大きな改革でございまますから、今御指摘のようなかつてか。

にでもなるような法律だみたいなことも言つて
るんですよ。そういうことを考えれば、やはり、
う少し枠組み、基本は確かにこれである程度出
いるかもしませんけれども、もう少し全体像
をみて、くわしくおきたいと思います。

令で後、決めなきやいけないこと、省令でやらかさきやいけないことがあるだろうと、いうふうに思いました。

な
い
は
ま
し
て
く
ま
か
と
見
ま
さ
ま
れ
た
れ
ど
も
、
そ
れ
以
上
の
今
具
体
的
な
も
の
、
ま
た
算
方
式
、
こ
う
い
う
形
で
考
え
て
い
る
と
い
う
も
の
、
そ
れ
ぐ
ら
い
は
せ
め
て
参
考
人
の
方
に
お
答
え
で
も
願
え
れ

は、いわゆる法律で基本的なことをきちっとおさめいたぐく、そしてもちろん授業料のような、この幅をどうするかというような、今ここで数字を明確にできないようなことがござりますから、これは検討しなきやいけない問題でありますけれども

○遠藤政府参考人 確かに、政省令につきましても、は、これまで國の機関の一部であつたものが法化をするということで、いわば権利義務の主体となるわけでございまさから、財産その他の面でござるがたいと思いますが、いかがでしようか。

も、私は、大筋の問題についてはこの場において御議論を十分いただいてきているし、いただけますのではないか、こう考えておるわけであります。省令の細部についてないからこの法案は、こう言つてしまつて、ふつうの法律として、

いろいろ細かな規定をしていかなくちゃならないということ、いろいろな条文等で、これは政令定めます、これは省令で定めますといったような事項が多くなっていることは事実でございます。

言われることについては私はその点は
もつと審議をしろとおっしゃる佐藤委員のお考へ
であろうとは思いますけれども、ここで議論をして
いただくことによつてこの法案のまさにやらね
きやいけない点、ねらおうとするところといふのを
それでは

第一類第六号 文部科学委員会議録第十二号

から、具体的に」と呼ぶ)それにつきましては、具体的な数字をというお話をどうと思いますけれども、数字につきましては、そういうことで、いろいろなことで検討をしていくという最中でございます。

○佐藤(公)委員 議論し尽くしたと言うけれども、これ一つとってもこういう状況ですよ。せめて、大体の全体像が見える、そういう段階での採決なりなんなりをしていくのならわかりますけれども、これからこれから、これは全部やつて、いつなら、例えば、では、皆さん方が長い時間をかけてこれに関して議論して議論し尽くしたというので、もう政府参考人なしで政治家同士の話でこれを一つずつ聞いて、ある程度答えることがでりますか。僕は、でき切れないと思います。

そんな嫌がらせを今やるつもりはございません。やりませんけれども、やはりこら辺のあたりも含めて、もうちょっと議論が必要だと僕は思いますので、時間の確保を改めて委員長にもお願ひ申し上げておきたいと思います。

私の代表質疑に関する引き続きの質問をさせただければ、これは大臣のお言葉をそのままさせていただければ、「返済不可能な負債や巨額の賠償金についてのお尋ねであります。」と。そういう中で、「御指摘のようなケースを考えてみますと、長期借入金に関しては、その対象を附属病院の施設整備など確実な収入が見込まれるものに限定いたしますとともに」「確実な収入」という言い方をして大臣は答弁をされています。この「確実な収入」というのは、どういう意味で「確実な収入」というようにお使いになられているんでしょうか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

現在の国立学校特別会計、これは財政投融資資金をお借りしながら施設整備も行っております。もちろん施設整備費も計上しながら、同時に、安定的な整備ということで、特に病院の建てかえ等の大変長期にわたり大型のものもござります。移転統合もございます。そういうものについて、

入というのは、今の病院で申し上げますと、まさに病院収入、これは確実に収入はあるわけであります。そういう意味での収入はきちんとあるといふことを申し上げているわけであります。

○佐藤(公)委員

それは、一円でもあつたら収入ということなんでしょうか。もしくは、赤字があるうが、収入が一円でもあれば、それは確実な収入というふうに言えるんでしようか。または、前年度が、上下があると思いますけれども、そういうのは余り考えずに確実な収入ということなんでしょうね。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

財投資金ですから、償還をせねばならないわけありますけれども、そのときに、やはり確実な収入があるということを前提にしているわけですが、

二点目ですけれども、「今回の法人化によつて、行政量が膨大にふえ、事務量が膨大にふえて、我々の本来の研究教育の妨げになる」今回の法人化によつて、膨大な作業量、事務がふえて、本来の研究とか教育のところが非常に妨げられていくという心配をしているところがありますけれども、この膨大な作業量というか事務量というか、こういったものに対する配慮または指導というものははどういうふうにお考えになられますでしょうか。

○河村副大臣

委員御指摘のとおり、これだけの改革をやるわけでございますから、立ち上げについては事務的な問題はいろいろあると思います。ただ、その立ち上げのときがやはり大事でありますから、そのときに各大学がそれぞれ経営戦略をお立ていただくとともに非常に必要なことでございまして、現段階では、国立大学には大体事務局長は文部科学省からも出向の形で今までおつしやるとおりだと思います。

○佐藤(公)委員

しかし、やはり事務量が膨大にふえるという心配をしている方々は何人かいらっしゃつたんですねけれども、まさにこの国立大学法人化法案に賛成をしている方すら、こういうふうにお思いになられている。

つまるところ、配慮はしてあるとはいうものの、賛成している方々もこういう部分を強く感じているという話もございましたので、やはりこれは二重三重の財政措置か何かを考えていかないと、また現場の方々が大混乱をする可能性がありますが、得るのかなというふうに思います。要チェックだと思います。

○佐藤(公)委員

そしてまた、参考人の方から、これは今まで

に置いてあるということをございます。ちょっとそこのあたりはもう少し深く聞きたいためがあるんですけれども、どんどん時間がなくなつてしましますので、その辺が非常にわかりづらい、言葉のすりかえにも思える部分があるんですねけれども、私の代表質疑の方に關してはそういったことでとりあえず一回切らせていたとき、先般行われました、大変貴重な参考人の方々の意見がございました。その中で、今回の国立大学法人化のこの法案に關して、皆さん幾つかの点を心配していることがございます。

まず、これを一つ一つ順番に言つていきます

と、何人かの方々は、「危惧していることといえば、大学が変わるのは確実でありますか、やはり役所も変わるという前提でこの議論はしているわけありますから、役所は変わつてもらわなきやいけない」という話がございました。これは、ちょっととの参考人の方々の言つてある趣旨といふのをよくわかりづらい部分もあるかもしれませんのが、こういうこともございました。

つまり、役所も変わつてもらいたい、私がどうたのは、今の役所もいろいろと意識も含めて問題だらけだよ、もっときちんとせいやという思いがあつて、こういうことをおつしやられているんだと私は思います。これは、とりあえずそういう意見があつたということを今この場でお話しするだけでございます。

二点目ですけれども、「今回の法人化によつて、行政量が膨大にふえ、事務量が膨大にふえて、我々の本来の研究教育の妨げになる」今回の法人化によつて、膨大な作業量、事務がふえて、本来の研究とか教育のところが非常に妨げられていくという心配をしているところがありますけれども、この膨大な作業量というか事務量というか、こういったものに対する配慮または指導というものはどういうふうにお考えになられますでしょうか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、これだけの改革をやるわけでございますから、立ち上げについては事務的な問題はいろいろあると思います。ただ、その立ち上げのときがやはり大事でありますから、そのときに各大学がそれぞれ経営戦略をお立ていただくとともに非常に必要なことでございまして、現段階では、国立大学には大体事務局長は文部科学省からも出向の形で今までおつしやるとおりだと思います。

○佐藤(公)委員 しかし、やはり事務量が膨大にふえるという心配をしている方々は何人かいらっしゃつたんですねけれども、まさにこの国立大学法人化法案に賛成をしている方すら、こういうふうにお思いになられている。

つまるところ、配慮はしてあるとはいうものの、賛成している方々もこういう部分を強く感じているという話もございましたので、やはりこれは二重三重の財政措置か何かを考えていかないと、また現場の方々が大混乱をする可能性がありますが、得るのかなというふうに思います。要チェックだと思います。

○佐藤(公)委員 そしてまた、参考人の方から、これは今まで

ますから、最終的なところは教育研究の活性化が図られるような方向になつていかなきやいかぬ、こう思つております。

今回のこの枠組み、システムのつくり方を見てみると、それから経営の部分と、またその中間的にある経営協議会、外部の人も入れたようなもの、そういうものをうまく組み合わせながら、そして、学長がリーダーシップを發揮できるようになって、そういう役割分担をはつきりすることによって、いわゆる教育部門、研究部門にしわ寄せが行かないようにとってることの配慮がしてある、私はこのように思つております。

ただ、大学によつては、やはり初めてのこととありますから、外部の方を任期制で入れて、そして研究していくだく、あるいは大企業で組織を専門にやつてこられたような方々を特別に採用して、それを専門にやつていただくとかいう大学も既に出ておりまして、各大学それぞれ工夫をされておる、このように理解をいたしておるところでございます。

○佐藤(公)委員 しかし、やはり事務量が膨大にふえるという心配をしている方々は何人かいらっしゃつたんですねけれども、まさにこの国立大学法人化法案に賛成をしている方すら、こういうふうにお思いになられている。

つまるところ、配慮はしてあるとはいうものの、賛成している方々もこういう部分を強く感じているという話もございましたので、やはりこれは二重三重の財政措置か何かを考えていかないと、また現場の方々が大混乱をする可能性がありますが、得るのかなというふうに思います。要チェックだと思います。

○佐藤(公)委員 そしてまた、参考人の方から、これは今まで

が、実はねじ曲げられているということですね。それが一つ。結局、大きさな言い方になりますけれども、ソビエト化になっちゃっている、こんな極端なことが言われております。今この国立大学法人化法案というのがソビエト化だというふうなことをおっしゃられているんですよ。

「それからもう一点は、研究個人主義の立場というのに私は立つわけです。つまり、研究というのは個人がやるんだというわけですね。もちろんグループをつくる場合でも、同じ学科の中でグループをつくるんじゃなくて、むしろ大学を横断的に研究グループをつくって研究を推進する、やるというのが従来のやり方といいますか、外国なんかでもやられていることなんですね。そういうのを、一つの組織を、個人じゃなくて組織を評価の対象にしているというのが問題です。」つまり、個人というものをやはりもとと考えてみるべきじゃないかというような話があります。

大臣、副大臣、もしかしたら参考人の方々のお話を聞いていない、もしくは読まれていないのか

などいう気が今何となく不安げにするんですけども、ぜひ、時間があつたらよく読んでください。すごくいい話がありますから。その部分で、やはり大臣、副大臣がもう少し考えて議論を進めいくことが大事だと僕は思いますが、この個人じやなくて組織を評価の対象にして、大臣か副大臣、いかが御答弁なられますでしょうか。

○遠山国務大臣 私は、どうも参考人の御意見の中の、国立大学をソビエト化するという意味が、これはなかなか解しかねるものでございまして、我が民主主義における日本の大学、これをさらに活性化するのがいかにしてソビエト化なのか、よくわからないわけでございます。

今おっしゃいました、個人の研究というのをベースにしてやるべきで、組織の研究力というふ

うな角度で見るんじゃないというのは、それは確かにそうございまして、日本の研究助成のあります方、その代表的な競争的資金でございます科学研究費補助金につきましても、これは一人一人の研究者の持てる力あるいはその発想力というものをきちんと評価をして、そして研究費を出していくわけでございます。まさに、研究者あるいは研究に対する潜在力に注目して出しているわけでございきます。

各大学におきましても、それぞれの教育及び研究に携わる人たちが発想をして、そして学内で優先順位をつけ、そういうものについてはいろいろと条件整備をしていくことになると思いますけれども、私は、将来、国立大学の個々のも

のについて評価が行われます際にも、組織である

国立大学は個々の研究者なり教員の集合体でござりますから、それぞれの集合体としての研究力でありますとか教育力というものは問われることがあります

りましょうけれども、だからといって、すべてが太字という、固有名詞のつかない人たちの集合体による組織という形で、参考人のおっしゃるいわゆるソビエト化というんでしようか、そういうこ

とは全く違うというふうに考えます。

○佐藤(公)委員 私が今話していることというの

は、参考人の方の、前後も踏まえて話をしている

部分であるんですが、本当に一回よく読んでみてください。

例えは今の組織のこと、個人のことに対して、大きく組織の評価に重きを置き過ぎているからであ

ります。例えば、二つの組織、すなわち大学または同一分野の学科、専攻を比較するに当たって、

一方の大学には、ノーベル賞受賞者が一人いるけれども、他の教員の業績は押しなべてぱつとしな

いといったします。他方の大学あるいは学科には、世界に名を知られる卓越した研究者は一人もないけれども、教員一人当たりの平均論文数で比較

すると前者を圧倒しているといったします。」こう

いうような比較の例も出しているわけでございます。

結局、こういうことで評価していくことというのは、「国があるいは評価委員会なんかが個人の評価をするなんということはできっこないわけでですから」というふうに言つてゐるんですよ。こここの部分、こういう話を聞いただけでも、私はその道の専門家じゃないです、やはりこういうお話を聞いたらきっとした説明を、どうしてこういうことで個人の評価をすることができるのかなど単純に思いますね。それを納得できるだけの話し合い、もしくは根拠というものをしていただくことが大事だと僕は思うんですけれども、そういったことなくして、このままどんどん法案だけ通して、後はもう勝手に決めますじゃ、それはちょっと無責任じゃないかなと私は思います。その辺は十分考えてもらいたいことでございます。もうだんだん時間もなくなってきてしまったんですけども、最後に一言言つて、私は終わらせたいただきたいかと思ひます。これは多分、きょうは十分考へてもらいたいことでございます。

○古屋委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

まず、財政問題でお聞きをいたします。

各大学法人の土地建物などの資産はそれほど

くらいいになるのか、お示しをいただきたいと思

います。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

平成十三年度末現在におきます各国立大学に所

属する国有財産につきまして、国有財産台帳上でござりますけれども、土地面積約十二万九千ヘク

タール、金額に直しますと約五兆九千億円。それ

から、建物延べ面積約二千二百二十九万一千平米、これは金額に直すと約一兆五千億円などとなつてゐるわけでござります。

今、金額だけでよろしゅうございますでしょうか。

○石井(郁)委員 私は、トータル、総額というよりも、各大学法人の土地建物というふうにお聞き

をしたわけでございまして、それはお出しいただけますか。

○玉井政府参考人 各大学ごとのかなり詳細なものがござりますけれども、これまた後ほど必要があれば、ちょっとまた概要みたいになる部分もござりますけれども、それをお出しします。

○石井郁委員 では、この委員会の審議の途中まで、ちゃんとペーパーで出してください。各大学ごとの資産ですね、それを出していただかなればなりません。いいですか。

○玉井政府参考人 承知いたしました。

○石井(郁)委員 それはぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

次に、各大学の来年度の予算規模がどのくらいになるのかということなんですか。

これまでには国立学校特別会計がありまして、一般会計からの繰り入れということがございました。

十五年度は一兆五千二百五十六億円というこ

とで、積算校費のいろいろ基準などがあつて各大

学の予算が決まつていたと思うんですが、今度、

運営費交付金がどのくらいの規模で出されるのかという問題なんですね。

ことしのこの予算額を上回るのか、それとも下回るのか、これはいかがでございますか。

○玉井政府参考人 運営費交付金と、それから施設関係は、施設整備につきましては施設費補助金

という形で必要な予算措置をするわけでございま

すけれども、これを具体的にどれぐらいの規模にい

たすかにつきましては、基本的には、移行前に必

要とされた校費投入額を十分に踏まえて、それぞ

れの事務事業が確実に実施されるように配慮した

ことのところも、おおよその、今までの金額だった

七十六億円と、一兆円を超えるという相当大きな

債務だと思いますが、これを各大学附属病院を持

つ大学に負担させようというわけですよね。

とで、具体はまだ答えられないということなんですね。

それでは、もう一点点伺いますが、これは附則第

十二条に言うところの、「国立大学法人は」、「センターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。」としてあります。この「債務に相当する額の債務を負担する。」としている額というものは幾らになりますか。

○玉井政府参考人 御指摘のとおり、国立大学法人法案、この中では、法人化後におきます既存の長期借入金債務につきましては、独立行政法人国

立大学財務・経営センターに括して継承させますけれども、関係の国立大学法人が同センターに

対して一定の債務を負担するわけでございます。

それは、もともと、この債務を負担することに

なる国立大学法人といふのは、附属病院の改築、

移転とか、附属病院関係で申し上げますと、まさ

にそういう附属病院を有する国立大学法人を想定

するわけでございまして、これは、そもそもが、

既存の長期借入金が附属病院の施設設備整備の財

源となつたからでございまして、その具体に幾ら

になるかというのは、当該法人の附属病院に対する過去の投資額を勘案しながら具体的な額をさら

に確定していくたい、こういうふうに考えている

わけでござります。

トータルでは、平成十四年度末現在におきます

国立学校特別会計の長期借入金残高、それからこ

れにかかる予定期額の合計額は一兆二千六百

三十七億円でござります。したがつて、各大学ご

とのところも、おおよその、今までの金額だった

らこれぐらいになるというはあるわけでございま

ますして、それはお示しをしているわけでございま

す。

○石井(郁)委員 それで、私は、一兆二千六百

百二十億円です。京都大学は五百八十億円です。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

すけれども、とりあえずそういうことも一応計算してみますと、利子が百十九億ですか、合わせまると五百四十一億になります。そういうのが、各大学ごとに一応の見通しはあるわけでございま

す。

○石井(郁)委員 きのう、私もレクでこれはきちんとお出しくださいということをお願いしました

から、かなりそういう姿勢でやつていただいてい

る面もあると思いますが、しかし、まだ資産についての数字はこれから見ることになるわけで、各

大学の資産、それから一体來年度の予算規模はどうなるのか、それから債務についても、今、附属

病院を持つ大学の債務ということが、まだ委員会の中ではつきりしておりません。

これは、私たちは、法人としてスタートする

と、法人が成り立つかどうかということでの極め

病院を持つ大学の債務だと思いますので、それを

きちんとお出しいただきたいということをまず求

めたいと思います。

私は、きょう改めて伺つてみまして、こうして

私たちが要求して初めて一つ一つ明らかになつて

いくわけとして、本来、これだけの大きな、大学

法人に移行するという法案を出すときに、この資

産状況、債務状況については、基本的な資料とし

て、やはりあなたの方から委員会にお出しすべ

きだと思つんですよ。これがやはり、国会に対す

る審議をお願いするというか、審議をするときの

姿勢だというふうに思ひますので、そこは本当に

こういう状況では、審議の仕方として、大変

また国会軽視だと言わなければならないと思つて

います。

それで、今言われましたように、各国立大学の

特別会計の借入金残高なんですね。これは、私

きょうはぜひ、文科省から十四年度分をいただき

ましたので、当委員会に資料としてお配りいただ

きました。

きたいということで、もう皆さんの手元に届いて

いるかというふうに思ひますけれども。

これは、私どもの児玉議員が要求いたしまし

て、ようやくこの月曜日ですよ、何度も何度も要

るいは維持費が動いたりする、そういう数値でご

求して、この月曜日にこのペーパーを手にしたんです。だから、私は最初に申しましたように、本来、国会審議が始まるときには、この基本的な資料などは用意して出さなければいけないのですよ。本当に、強く要求してやつと出てくる、こういう状況なんですね。

さて、それを見ますと、十四年度末債務残高、利子、合計すると、先ほど北海道大学の例が出されましたけれども、東京大学は九百四十一億円であります。大阪大学七百二十八億円、九州大学で六

百二十億円です。京都大学は五百八十億円です。

○石井(郁)委員 お答え申し上げます。

これまでに国公立学校特別会計という大枠で金額がございましたけれども、やはりそれはそれぞれの施設にどういう形で行つたかということはあるわけ

かという問題が一点ですけれども、それ以前に、これまでに国公立学校特別会計という大枠で金額がございましたけれども、やはりそれはそれぞれの施設にどういう形で行つたかということはあるわけ

かという問題が一点ですけれども、それ以前に、これまでに国公立学校特別会計という大枠で金額がございましたけれども、やはりそれはそれぞれの施設にどういう形で行つたかということはあるわけ

かとどういう問題が一点ですけれども、それ以前に、これまでに国公立学校特別会計という大枠で金額がございましたけれども、やはりそれはそれぞれの施設にどういう形で行つたかということはあるわけ

ざいますが、とにかく十四年度末ではこれくらいの金額になつてゐるということです。

○石井(郁)委員 十四年度なんですね、さうの資料は、だから、十五年度末はもつとふえるんですよ、これは間違ひなく。

そういうことはありますけれども、聞いているのは、こういう借金を各法人が背負うんですねと。

○玉井政府参考人 先ほどお答えをしました

は、十五年度も若干動きますといいますか、同時に、償還もございますので、単にふえるふえるということではございません。

それで、いろいろ申し上げてしまつたのは、このまま負担するのかみたいなお聞き方だったものですから、そうではございません、十五年度も若干数字が動いて、ふえたり減つたりしながら、十五年度末で負担をすると。これは基本的には、全体の金額は国立大学財務・経営センターが一括承継いたしますけれども、そのうちとして各国立大学法人が、その病院に係る長期債務分は、先ほど申し上げたような数字、若干動きますけれども、それぞれの法人が債務を負担するということになるわけございます。

○石井(郁)委員 数字は少し動くけれども、基本的にこういう数字を負担するということですよね。それでは伺います。

今、附属病院の決算はどうなつていますか。これは全部の大学を聞くわけにいかないと思いますけれども、一番新しいもので示してほしいですね。これもレクでお願いしましたから、東京大学、大阪大学、それから京都大学、九州大学で、附属病院の決算を示してください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。これはやはり十三年度の歳入歳出決算ということになりますけれども、お許しいただきたいわけですけれども。

今、個別ですけれども、東京大学、ここを申し上げますと、歳入が——このときにつよつと前提

を置きます。項でそれぞれ分かれているものですから、項附属病院収入の歳入と、それから項大学附属病院の歳出決算というのがございます。とい

うのは、歳出には、例えば項でございますと、人件費の問題をどうするか、施設費の問題がござい

ますので、項だけで比べさせていただきますと、東京大学は歳入二百二十五億に対し歳出が三百五億円、それから大阪大学は歳入二百三十五億円に対し歳出が二百六十一億円、京都大学は歳

入が二百十八億円に対し歳出二百四十四億円、それから九州大学は歳入が二百二十三億円に対し歳出二百六十七億円となつてゐるわけでござい

ます。それで、これは先ほど来申している、項の比較でござります。

それから、多分、赤字ということを前提に御指摘だらうと思ひますけれども、そもそもが独立採算制といふことを病院がとつてゐるわけではございませんし、それから、今まで特別会計全体でございましたけれども、今度は各大学法人ごとにあります、しかし、この国立大学法人そのものも、独立採算制をそもそも前提とするということではなくて、必要な予算については国の責任において措置をする、そういう仕組みのものだという

ことは御理解を賜りたいと思います。

○石井(郁)委員 今、その仕組みをあれこれ聞いてるんじやありませんで、十三年度の附属病院

の決算を示してほしいということで、私もこの十三年度の分をいただいておりますから見ているんです。

で、それは東京大学で八十億八百万円赤字なんですね。九州大学で四十四億四百万円、大阪大学で二十六億六百万円、京都大学で二十五億七千六百万円ですよ。つまり、附属病院は单年度で、これは十三年度で私は言いましたからね、单年度で

こういう赤字を出しているんですね。だから、こ

ういう債務を各大学にこれから押しつけていくと

ことになりますけれども、お許しいただきたいわけ

ですけれども。

今、個別ですけれども、東京大学、ここを申し上げますと、歳入が——このときにつよつと前提ません。失礼をおわびいたします。

そもそも、これを赤字とおっしゃるのかどうかということだらうと思います。つまり、項というものの立て方と比べ方の問題でございますし、ま

た、当然、今の国立大学の附属病院というのは、学部の教育研究とそれから病院とが一体となつているわけでございまして、したがつて、病院収入

というものとそれから学部における教育研究との関係をどう見るかということは当然あるわけでござります。

したがつて、そこだけをとらえて、プラスかマイナスかといいますか、そういうことで比較するのは、恐縮でありますが、いかがであろうか、かように思いますし、それから、そもそもが、先ほどやや先走つて答えてしまいましたけれども、この国立大学法人そのものの仕組みが、これが独立採算制を前提としているわけではないわけだ

でござります。

それからもう一つ、恐縮でございますけれども申し上げさせていただければ、やはり施設の整備、特に病院についてはかなり長期間、かなり多額の経費が必要になるわけでございまして、それをきちんと整備する、安定的に整備する、そのため財投資金を活用してきたわけでございまして、その財投資金は、これもまた貴重な財源でございますので、それはきちんと償還せねばならない

ことです。それはきちんと償還せねばならない

ことには御理解を賜りたいと思います。

○石井(郁)委員 今、その仕組みをあれこれ聞いてるんじやありませんで、十三年度の附属病院

の決算を示してほしいということで、私もこの十三年度の分をいただいておりますから見ているんです。

で、それは東京大学で八十億八百万円赤字なんですね。九州大学で四十四億四百万円、大阪大学で二十六億六百万円、京都大学で二十五億七千六百万円ですよ。つまり、附属病院は单年度で、これは十三年度で私は言いましたからね、单年度で

こういう赤字を出しているんですね。だから、こ

ういう債務を各大学にこれから押しつけていくと

ことになりますけれども、お許しいただきたいわけ

ですけれども。

今、個別ですけれども、東京大学、ここを申し上げますと、歳入が——このときにつよつと前提ません。失礼をおわびいたします。

うのは非常に厳しいというのが一般的でしよう。大学病院でも例外ではないわけですよ。大学病院ゆえに、かなりの支出が要求されるという面もあつたりして。だから、病院収入で今後この債務をどうしていくのか、債務の償還などをやつています。

それで、債務の償還についても、これは附則の十二条四項でこう言つてゐるわけですね。「負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。」と。これも先ほど問題になりましたが、政令にゆだねられているわけですね。だから、この法案で本当にこの債務、その償還がどうなるのかという問題になると、委員会の審議にはまだ何にも示されていないわけですよ。

伺いたいと思うんですが、だから、各大学法人ごとに、これは本当にどれだけの債務負担をするんですか。まずはそれをはつきりしてください。そして、その債務をどのように償還していくんですか。これはどうですか。ここは明確にしていただきたいといふべきでございません。

十二条四項でこう言つてゐるわけですね。「負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。」と。これも先ほど問題になりましたが、政令にゆだねられているわけですね。だから、この法案で本当にこの債務、その償還がどうなるのかという問題になると、委員会の審議にはまだ何にも示されていないわけですよ。

伺いたいと思うんですが、だから、各大学法人ごとに、これは本当にどれだけの債務負担をする

んですか。まずはそれをはつきりしてください。そして、その債務をどのように償還していくんですか。これはどうですか。ここは明確にしていただきたいといふべきでございません。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど来るいろいろ申し上げましたけれども、要は十五年度末の、今申し上げましたような

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについて

金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担する

ことがあります。うなづいて、運営費交付金、こういう中で、そういう償還ということもまた考えていかねばなら

ないわけでございますけれども、交付金の算定に用いる附属病院収入は、借入金償還経費控除後のものを用いるという方向で今検討しているわけでございます。ですから、いわば交付プラスマイナスでということよりも、まずは確実な収入がある、そこから一定のお金がやはり、それまで施設整備に使われたわけでございますから、それは償還していただく。それは、まずは収入の口からその分を控除した形にしておいて、その後で運営交付金の算定ということをまた考へるというふうに今は考へておるわけでございます。

○石井(郁)委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分というふうに理解していいんですか。だから、政令にはどういう内容になつておるのか、そこを出していただきたいとけないと言つておるわけですけれども。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからぬと盛んに言われるんだけれども、それは細かな数字の話でありますて、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういうことになつていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよね。一%から七%の枠で借りてきてる額なんだけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがありますので、これは法人なんですか、本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知つておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つかどうかという問題なんですから、そこをしつかり御答弁いただかないといふわけです。

○玉井政府参考人 先ほど法人法案の第十二条をお引きになつたわけでございますけれども、それぞれの額というものが幾らになるかは十二条一項の方で、「文部科学大臣が定める債務に相当する

額」というのは、これは告示ということを今検討しているわけでございますし、それから、四項でございます。ですから、いわば交付プラスマイナスでとありますけれども、まずは確実な収入がある、そこから一定のお金がやはり、それまで施設整備に使われたわけでございますから、それは償還していただく。それは、まずは収入の口からその分を控除した形にしておいて、その後で運営交付金の算定ということをまた考へるというふうに今は考へておるわけでございます。

○石井(郁)委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分といふうに理解していいんですか。だから、政令にはどういう内容になつておるのか、そこを出していただきたいとけないと言つておるわけですけれども。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからぬと盛んに言われるんだけれども、それは細かな数字の話でありますて、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういうことになつていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよね。一%から七%の枠で借りてきてる額なんだけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがありますので、これは法人なんですか、本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知つておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つかどうかという問題なんですから、そこをしつかり御答弁いただかないといふわけです。

○石井(郁)委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分といふうに理解していいんですか。だから、政令にはどういう内容になつておるのか、そこを出していただきたいとけないと言つておるわけですけれども。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからぬと盛んに言われるんだけれども、それは細かな数字の話でありますて、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういうことになつていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよね。一%から七%の枠で借りてきてる額なんだけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがありますので、これは法人なんですか、本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知つておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つかどうかという問題なんですから、そこをしつかり御答弁いただかないといふわけです。

○玉井政府参考人 先ほど法人法案の第十二条をお引きになつたわけでございますけれども、それぞれの額というものが幾らになるかは十二条一項の方で、「文部科学大臣が定める債務に相当する

額」というのは、これは告示ということを今検討しているわけでございますし、それから、四項でございます。ですから、いわば交付プラスマイナスでとありますけれども、まずは確実な収入がある、そこから一定のお金がやはり、それまで施設整備に使われたわけでございますから、それは償還していただく。それは、まずは収入の口からその分を控除した形にしておいて、その後で運営交付金の算定ということをまた考へるというふうに今は考へておるわけでございます。

○石井(郁)委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分といふうに理解していいんですか。だから、政令にはどういう内容になつておるのか、そこを出していただきたいとけないと言つておるわけですけれども。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからぬと盛んに言われるんだけれども、それは細かな数字の話でありますて、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういうことになつていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよね。一%から七%の枠で借りてきてる額なんだけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがありますので、これは法人なんですか、本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知つておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つかどうかという問題なんですから、そこをしつかり御答弁いただかないといふわけです。

○石井(郁)委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分といふうに理解していいんですか。だから、政令にはどういう内容になつておるのか、そこを出していただきたいとけないと言つておるわけですけれども。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからぬと盛んに言われるんだけれども、それは細かな数字の話でありますて、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういうことになつていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよね。一%から七%の枠で借りてきてる額なんだけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがありますので、これは法人なんですか、本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知つておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つかどうかという問題なんですから、そこをしつかり御答弁いただかないといふわけです。

○玉井政府参考人 先ほど法人法案の第十二条をお引きになつたわけでございますけれども、それぞれの額というものが幾らになるかは十二条一項の方で、「文部科学大臣が定める債務に相当する

か、その責任を個々の大学病院に負わせるのか。では、負わせないなら負わせないで、はつきり言つてください、病院収入によつて償還を、返還せよと言わないんだというのだったら、はつきり言つてください。そこなんですよ、聞いているのは。だから、債務を負わせ、償還も病院収入でなどということを考えているのかと聞いているんですよ。単純に聞いています。

だから、そういうことをさせたら、大学病院というのは変わるでしょう。変わるというか、変質することになるんですよ。そのことを危惧しているから質問しているわけで、では、本当にこの責任を個々の大学病院に負わせないと答弁してください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど来お答えを申し上げておりますのは、国立学校特別会計でござりますけれども、それは、病院収入を前提としながら今の借入金があるわけでございまして、トータルで集めた病院収入を前提としながら、また歳出として償還の機能をしているわけでございます。

そういう仕組みの中から、今度、各国立大学法人に分かれていますので、各国立大学法人が過去に整備したものを持ち歩いていただくということでございます。したがつて、今度は各国立大学法人が、病院収入といいますか、要は法人がその病院収入を前提とし、そこからその収入を前提として債務を負担し、そして償還計画を立てることになる。

ただ、そのときに、申し上げているとおり、そもそもが病院を私どもも独立採算性ととらえてきたわけでもありませんし、それから、今度、国立大学法人自身が、これがそもそもが独立採算性でいくということを申し上げたわけでもないわけでありますし、きちんととした必要な予算措置はすると申し上げていますし、そのための運営交付金の積算をするわけでございます。

○石井(郁)委員 やはり全然答弁していませんよ。仕組みを説明しているだけじゃないですか。

か、その責任を個々の大学病院に負わせるのか。では、負わせないなら負わせてないで、はつきり言つてください、病院収入によつて償還を、返還せよと言わないんだというのだったら、はつきり言つてください。そんなんですよ、聞いているのは。だから債務を負わせ、償還も病院収入でないどということを考えているのかと聞いているんですよ。単純に聞いています。

だから、そういうことをさせたら、大学病院というのは変わるでしょう。変わるというか、変質することになるんですよ。そのことを危惧しているから質問しているわけで、では、本当にこの責任を個々の大学病院に負わせないと答弁してください。

それで、今のお話のようすに、各病院、各大學に償還計画はさせると言いましたよね。どういうふうにさせるのかということを、私は先ほど、政令でやるんでしょう、だつたらその政令を出しなさいと言つてゐるんですよ。出さないぢやないですか。これはきちんとやはり審議中に出してください。審議できません。法人ですから、これは大変重要な問題です。

時間がありますので次に移りますけれども、こうした債務を抱えて法人になるということからいきますと、その債務の押しつけがやはり授業料にはね返つてはきはしないか。先ほどから授業料の話が出ています。授業料の問題ともこれは関連があるんですよ。

確認をしたいと思うんですけども、三月十九日に関東甲信越の地区学長説明会がございまして、工藤審議官がこのよだな説明をされているんですね。やはりこの問題は各大学の心配事ですから。

これからロースクールというのが立ち上げられる。国公私を含めて一齊にスタートになる。そのときには競争条件の上で国立大学が優位となりますと社会的にやりきれないかもしれない。専門職大学院、ロースクールとかビジネススクールとか、専門職大学ができてくる。若干、基準額を定めても、それを一割とか二割までという条件設定を場合によつては外さざるを得ない、自由設定にしてくださいとなるかもしれないということで、自由設定の方向だということを示唆されたんですが、これは確認してよろしいんですか。この説明どおりなんですか。ちょっと簡単に。

○遠藤政府参考人 法科大学院につきましては、国家的プロジェクトとして、三権の一翼を担う法曹養成に関連して、新たな法曹養成制度の中核的な機関として、平成十六年四月以来、新たに国公私立を通じて開設されるものであります。したがいまして、従来の一般の大学院とは別途の取り扱いが必要ではないかという観点から、現在検討を進めおるわけでございます。

創設の経緯等を踏まえまして、いろいろ議論がございますけれども、国公私立を通じて、できる限り公正な競争的環境形成のための教育環境の整備が求められているわけでございまして、授業料につきましても、さまざま考え方や意見があるということをございます。そういうことで、考え方のいろいろな取り扱いのうちの一例を、こういうこともあるということで紹介したというふうに承知をしているわけでございます。

○石井(郁)委員 私は、やはり大変重大な内容だと思ってます。ロースクールの授業料については、今、三百万円とか四百万円とかということが言われているわけです。これは定かではありません。しかし、国立大学法人でもこういうふうなことが認められていく、ビジネススクールについても認められていくということになりますと、じゅうぶん次は医学部、歯学部という形で、私学と同様の額になつていふことになりはしないかという問題なんですね。

これも、ある大学が法人化検討専門委員会報告ということを出されておりまして、それによれば、学生一人当たり経費を部局ごとに概算で出しているんですね。医歯学系が百三十六万円、附属病院を含むと五百六十八万円だという数字が出ています。だから、この上に借金の償還の費用とか、ということになつて、それが学費に転嫁されたら、巨額な学費にだんだんなつていくのではありますか。私は、歯どめがなくなるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ちょっと具体的に伺います。医学部の学費は引き上げないということは断言できますか。

○遠藤政府参考人 授業料の標準額、一定の範囲をどうするかということはいろいろ検討しておるわけでございます。その検討の中で、現在の学部についてどうするかということについても種々検討をしておるわけでございますけれども、標準額といふことにつきましては、今の検討の方向としては、医学部も文学部も一緒というような方向で

○石井(郁)委員 これも先ほど来、同僚議員から質問がずっとございまして、やはり省令の内容、数字が出ていないんですよ。標準額は決めたい、枠は決めたい、その中身は大学が自主的にとくに、どうも、どんなん枠になるんだと、出でないじやないですか。これは前に伺つたんですけれども、例えば、現行授業料の三五%ぐらいはアツブせざるを得ないという数字が、あるのかないのか、あるようにもなつたりしているわけですけれども。だから、その数字をやはり出していただかないとい、それはわかりませんよ。

私は、この授業料の問題は大変重大だと思うのは、今度これは省令になる、そして各大学法人で決めていくということになりますと、もう国会審議にかかるんですね。今までは、国立大学ですから、全部授業料というのはこの国会審議にかかつてきただじやないですか。まさに国民がわからないところで、今度は、まさに国民の一番の関心の授業料が文科省の手一つで決まっていつてしまう。こういうことになりませんか。こういう仕組みだつて大変重大ですよ。

それで、きょうはもう時間ですからあれですけれども、御紹介しておきたいと思つんですが、東京大学の佐々木総長は、四月十三日、「国立大法人法案の審議に望む」ということで、新聞に論考を発表していらっしゃるでしよう。

授業料の問題は大変重大だということで、ちょっとと御紹介しますと、「この法人の仕組みの存亡にかかるこの重大問題の取り扱いを各国立大学法人の判断に委ねることの是非について、きつちりと議論してもらう必要がある。」「国会の審議がこの問題に正面から取り組み、」云々といふことを切望すると。これは、四月十三日の東京新聞です。

私は、やはり本当に、大学関係者はこの問題でも国会の審議を見守つていると思うんです。しかし、この程度の審議で済ますわけにいかないじやないですか。省令の中身もはつきりしない、あや

ふやなままだということなんですね。この点でも、引き続いて、あなたの方のきちんとした内容提示を要求しておきたいというふうに思います。

次に、労働安全衛生法の問題で私もお聞きをいたします。

きょうは、パネルを用意してきたんですね。こういうパネル。これは、ある大学の理学部の実験室なんです。液化炭酸ガスのボンベがあつたり、うパネルなんですね。

これは、国立大学の理学部を訪ねた方は、もうよくわかる光景なんですね。本当に廊下に所狭しと、実験計器とかガスボンベ云々、いろいろある、薬品棚に計測機器があるということで、そういう光景だというふうに思います。

それで、こういう現状については、昨年の九月二日に、ノーベル賞受賞者の野依良治会長の社団法人日本化学会から、「国立大学法人化に伴う、労働安全衛生法適用への対応に関するお願い」というのが出されているわけですね。ちょっと長くあります。

「人事院規則によると、たとえ、労働安全衛生面で問題あっても、所管官庁の立ち入り調査はなく、学長や現場の教職員に対する罰則もありません。しかし、国立大学法人化した場合、事故等の発生時には、労働基準監督署の立ち入り調査が行なわれ、管理体制が不備であれば罰則適用がなされます。」

「実態としては、前述のような罰則がないため、ほとんど全ての国立大学では安全管理が人事院規則に準じて実施されている状況ではなく、労働安全衛生法とかけ離れているのが現状です。この問題は、作業危険性のある化学、機械、土木、建築、医学、生物、薬学、農学、など理系のほぼ全ての分野に関連します。特に化学関係の分野はもとより、化学薬品を取り扱う生命・生物、医学、農学、電気などの分野で多くの問題に対処しなけ

ればならないことが想定されます」

「このため国立大学法人化に向けてこの乖離を解消する必要があり、早急な対応が必要です」と述べていたわけです。これは、昨年九月でございました。

○萩原政府参考人 様お答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨年、社団法人日本化学会、野依先生が会長でございますが、ここから国立大学長あてに要望書が出されまして、先生が御紹介のとおりでございます。

文部省におきましては、これを受けまして、全般として、実験施設等における安全管理状況の確認を行いました。そしてさらに、昨年の十一月ですけれども、「実験施設等の安全管理の徹底について」という通知書を出しております。

この通知書の中身でございますが、まず第一点目として、全学的な安全管理体制の整備についてお願いしております。「一番目に、実験施設の改善計画を立案し、それに基づいて当面の対策を実施していくよう、三つ目に、有資格者の配置及び各種届け出状況の確認、こういったことをやってください」ということを依頼したわけでございます。

また、昨年の十二月でございますが、文部科学省におきまして、学術経験者にお願いしまして調査研究協力者会議を設置いたしました。ここで実験施設の安全管理体制の具体的方策について検討していただきまして、その成果は報告書にまとめて、近々国立大学に発送することとしておりま

す。
〔委員長退席、馳委員長代理着席〕
○石井(郁)委員 文部省なりにそういうことで通知を出したりしたということなんですか。もう話は極めて具体的なんですね。いろいろ不備がある、それから危険がいろいろあるということあります。

○萩原政府参考人 なるべく早く調査してつかみたいと思います。

るわけですから。

そして、文部科学省が十月に国立大学など百六十九機関の実験設備の調査もしたということで、その結果、百五十六機関で要改善点が見つかった

といふことはもう公表されていますね。では、これは九二%の機関で問題を抱えているということになるわけで、そのぐらいの大変深刻なものだというふうに私は思うんですね。

そこでですけれども、こういう問題点、排ガスの処理装置、自家発電装置、避難経路の未確保とか、緊急用洗浄装置や消火器の不備などで、労働安全衛生法を適用するとすべて違法だと言われるような状況になるということなんですが、具体的に伺いますが、こういう改善が必要だと言われるごとに對して、ではどうするのか、その必要な予算はどのくらいかかるのか、その試算はされていりますか。

○萩原政府参考人 お答えいたします。

昨年の十月の調査ですが、委員御指摘のようになりますが、実験施設等における安全管理状況の確認を行いました。そしてさらに、昨年の十一月ですけれども、「実験施設等の安全管理の徹底について」という通じ書を出しております。

この通知書の中身でございますが、まず第一点目として、全学的な安全管理体制の整備についてお願いしております。「一番目に、実験施設の改善計画を立案し、それに基づいて当面の対策を実施していくよう、三つ目に、有資格者の配置及び各種届け出状況の確認、こういったことをやってください」ということを依頼したわけでございます。

また、昨年の十二月でございますが、文部科学

○石井(郁)委員 この問題は、来年四月にあなたの

方はスタートさせたい、させたいと言つておきな

がら、労働安全衛生法、労働基準法、この違法状

態をどうするのかという問題であります。

それは各大学にこれはどういう形で責任を負わせます。たとえば、それは引き続く問題にさせていただきます。だから、本当にこれは法人移行にならぬ答弁では到底この審議を了とするわけにいかないというふうに思うんですね。

だからこそ、国立大学協会は、これは先ほども同僚の平野議員が触れられましたけれども、「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について」のアンケートを取りまとめているということですね。五月十五日を締め切りに各大学に行つて

いるということで、文科省は、先ほどの御答弁ではそれは知らないというふうに答えられました。これはちょっと驚きだつたんですね。だけれども、内容はまさに設備の問題、そして労働安全衛生法がどうなるのかという問題なんですよ。

こういうふうに言つていますけれども、「法人への移行過程に関する事項」ということで、「労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮」「労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮」「法人化に伴う関係行政庁への附属病院の開設承認再申請に関する運用上の配慮」と。

つまり、ここまで今事態が深刻だということを大学協会側は認識していらっしゃる。しかし、あなた方は知らない。何か随分と抜けた話じゃないですか。あるいはのんびりした話じゃないですか。これは私は大変ゆるしい問題だというふうに思いますが、いかがですか。

○玉井政府参考人 午前中の審議で、施設関係という自で担当部長の方からお答えいたしまして、私の方から、ちょっと補足という形で、人事関係もございますのでお答え申し上げましたけれど

も、要は、国立大学協会がさまざまな運用面についていろいろとアンケート調査を行いながらやっていることは承知しております。それで、結局、施設設備の整備もございますし、それから、安全管理体制の整備をどうやっていくかという問題もございまして、私どももさまざまな指導を行いますと同時に、先ほどの午前中の答弁でも申し上げましたけれども、運用上の配慮ができることも幾つかあるわけでございます。例えば、大変細かいことでござりますけれども、ボイラーやエレベーターの設置の際の検査等についてどういう書類でやるとか、必要な明細書は今までのものと全く同じであるか、あるいは違うとか結構細かいこともあるわけでございまして、そういうことも含めて厚生労働省ともお話し合いをさせていただきたい、またさせていただいきたく、かのように思つておるわけでございます。

○石井(郁)委員 労働基準法というのは、人たる

がこのまま通つていのかという疑問を持つてお聞きしていました。少なくとも国家公務員が非公務員化されたとしたら、労働基準法はどうなつていいのか、それから労働安全衛生法は、ただいまの石井議員のおっしゃっているあたりがどのような風になつっていくのか。移行の期間の問題がしっかりと聞いていない、それから財政についてもこんなに借り入金の残高がある。こういうお一つお一つを知れば知るほど、このままでなく、しっかりと報告してください数字的なものもいただいて、私たちが次に受験をしようと思つて子供たちにも説明できるような法案でなければ、私たちもこの法案に即オーナーを出すわけにはいかない法案ぢやないかとというふうに思ひます。

○古屋(恵)委員 社民党的山内恵子です。

きょうの午前中、午後を通して皆さんの質問をお聞きしていました、本当につくづくとこの法案をがこのまま通つていのかという懸念もあるのではございませんが、私の質問に入る前の質問で恐縮ですけれども、そういう状況が起きる懸念について大臣はどうお考えになりますか。○遠山国務大臣 今回の法人化のねらいといいますものはたびたびお答えしているわけでございまして、それは、国立大学の活性化を図つて大学改革をしっかりとやっていくというねらいのもとに、それぞれの国立大学がしっかりと自律性、自主性を発揮してやってもらいたい、そのため、国の行政組織であることに伴ういろいろな制約といふものを外していくということでございます。当然ながら、そのことが私どものねらいでございまして、さまざまなお質問に対して同じような表現で答えるを得ないというのは御理解をいただきたいと思います。

私は、それぞれの大学が自由に発想し、自律的にその将来を考え、そしてその目標といふものを作り、それを実現していくことをもう何回もおっしゃっています。それから、中期目標、中期計画などをめぐりましても、教育研究への国家統制が強まり、学問の自由、大学の自治に対する侵害が起きるのではないかという問題を皆さんから投げかけられるけれども、予算措置をする文科省としては、中期目標の策定など国としては最小限の関与は必要であると、前回も何人かにお答えした同じような言葉、またきょうもそのようにお答えになつていらっしゃるんですけれども、でも心配は、まだ私たち、これは解決しないですね。

例えば、もう既に、中期計画を書いて、でも何度も書き直しをしているという大学の声が出てきています。それから、中期目標のオーナーが出た

として、今度計画を立てていくんですけども、つくつていく側の人たちの気持ちもちょっと予想しますと、企業からもお金をいただきたいというふうに思つておられたけれども、テープレコー

ることも行く行くはなつていくわけですから、この研究をすれば企業はお金を出してくれるだらうかということまで考えて、計画をするときに頭をよぎる自己規制というのが起きる懸念もあるのではないかと思いますが、私の質問に入る前の質問で恐縮ですけれども、そういう状況が起きる懸念について大臣はどうお考えになりますか。○玉井政府参考人 お答え申し上げます。まず労基法の関係でござりますけれども、これは当然労基法が適用になるわけでござります。労働安全衛生法、労働基準法がどのように適用されるかということについてもしっかりとお答えいただかなければ、違法状態が続くのではないかということを何人かおっしゃっているけれども、このことについても、全くそこのところはどういう法案でやつていくのかと、いうことが見えていないわけですから、もう一度それではお聞きします。労働安全衛生法、労働基準法の問題、これは新たに適用するものを用意されるんですか。

その意味で、次に、先ほど質問しなかつた部分についてですけれども、公務員が非公務員化されると、労働状態が統くのではないかなにかでありますけれど、違法状態が続くのではないかなにかであります。労働安全衛生法、労働基準法がどのように適用されるかということについてもしっかりとお答えいただかなければ、違法状態が続くのではないかなにかであります。このことについても、全くそこのところはどういう

ダーように同じことを言うことが誠意ではないです。

私は、やはり具体的にイメージするときに、文部省は出されたものを書き直せることはいたしません、自主的に研究をしたいとおっしゃつておることを支援していきます、それからできたものに対して、六年間やつたものに対し、この研究はだめだから予算を削減するなどということはいたしません、そういうものがあつてこそ保障されると、企業が安心しておこなうことができるのです。

私は、やはり具体的にイメージするときに、文部省は出されたものを書き直せることはいたしません、自主的に研究をしたいとおっしゃつておることを支援していきます、それからできたものに対して、六年間やつたものに対し、この研究はだめだから予算を削減するなどということはいたしません、そういうものがあつてこそ保障されると、企業が安心しておこなうことができるのです。

要するに各国立大学法人が各法人の理念、目標とする教育研究の質の向上とか、あるいは業務運営の改善、効率化などを図るためにどのような人員、組織あるいはシステム、処遇が最適であるかといった、いわば経営ということを十分お考えになつて、そして給与等に充てることができる財源を考えながら自主的、自律的に決めていくわけでございます。

その手続としては、この場合にはそれぞれ職員団体が、過半数を超える職員団体があればそこの意見を聞きますし、もしなくともそこを代表する者の意見を聞いて定めていくということになります。

それからさらに、給与や労働条件につきましては今度は労働組合法の適用も入つてくるわけでござりますので、したがつて、労働者側の求めにより労使交渉に及ぶということもあり得るわけでございまして、そういうときにはそういうこともやはり手続として必要になつてくるということでございます。

ただ、前々からまたこれもお答えしておりますけれども、調査検討会議、これは国立大学の法人化に当たつて調査研究をずっとやつてきた会議でございますが、三月に報告を出しております。ここで、それぞれが自主的、自律的には決めるけれどもやはりきちんとした評価にたえ得るものでなくてはならないわけでございまして、特に今私ちょっと人件費のことを申し上げましたけれども、各大学の業績に対する評価に際しても、給与等の人員費総額が適切に管理されているかどうか、慎重かつ厳正な評価を行うことが必要であるという最終報告もあるということです。

それからもう一つの労働安全衛生法でございますけれども、これは今まで人事院規則に基づいておりましたけれども、今回は法人化されると労働安全衛生法が適用になるわけでございまして、その課題としては、先ほどお答えをしておられますけれども、全学的な安全管理体制の整備をどうするか、それから実験施設の改善計画の立案

並びに当面の対策の実施が必要であること、それから有資格者の配置及び各種届け出状況の確認等が挙げられているわけで、施設設備だけではなくて、そういう安全管理体制をどのように整えていくかというふうに考えております。

先ほど違法というお言葉をお使いになりましたけれども、先ほど来の御議論では、要は施設がそこまで整備されているのかという面でお使いになつたわけでございまして、全体についてそのようなお言葉を使つたとは私どもは受けとめていいな

くかということも大変重要なことでござります。そういう面で各大学が今準備に向けてさまざまなる力をしていますし、私どもも支援をしていきたいと思います。

○山内(憲)委員 調査検討会議のことにつきましても、改めてそのところはお聞きしたいことがありますので、きょうはそのところの質問はやめさせていただきます。それから、労働安全衛生法、雇用保険などについてもお聞きしたいと思つていますが、きょうはそのところはちよつと改めて別な時間でと思います。

私は、一番最初に質問したときに、この法案がそもそもどういう経過でつくられてきたのか、なぜ法人化しなければならないのかということにつきまして、まだ納得ができないままなりません。それで、本会議場でだつたでしょうか、山口委員が「百年の計を誤りかねない悪法」だというふうにおっしゃられましたし、それから佐藤委員も、なぜ法人化するのか政府の意図がいまだに納得できないとおっしゃつて、大臣は五つほど述べられました。大臣にお答えいただきたいと思います。

○山内(憲)委員 今お読みになつてくださつたとおりだつたと思います。その意味で、このときは、国立大学を独立法人化するという方針は出ていたなかつたと言えると思います。今の文言でいえば、「一つの選択肢となり得る可能性」があると

答申以来、国立大学の法人化についてさまざまな論議が指摘されてきたこともあります。最近の話としては、今お話しになつたようなことなど、さまざま経緯を経て今日に至つているということです。

○山内(憲)委員 一九九七年の行政改革会議の最終報告の部分なんですが、これについての説明は要らないんすけれども、最終報告の内容だけ、ちょっと大臣、御紹介いただけますでしょうか。

○遠藤政府参考人 最終報告の内容でございますけれども、国立大学につきましては、「独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについて、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立つた検討を行うべきである。」これが、平成九年十一月に出ました行政改革会議の最終報告の中でも国立大学について述べられている部分でございます。

○山内(憲)委員 今お読みになつてくださつたとおりだつたと思います。その意味で、このときは、国立大学を独立法人化するという方針は出ていたなかつたと言えると思います。今の文言でいえば、「一つの選択肢となり得る可能性」があると書いていないと、いうことが、今の文章でおわかりだと思います。

○山内(憲)委員 今お読みになつたとおりだと私は把握しています。必要な改革をしなければならないけれども、それが独立法人化だとはそこにも書いていないと、いうことが、今の文章でおわかりだと思います。

○山内(憲)委員 このことに関して、石井議員が既に御指摘されているんですけども、一九九七年、当時の町村文部大臣が、国立大学を独立行政法人化することについては反対すると明確に述べられています。このことも皆さん御存じだと思います。このとき、石井議員の御質問に対しての答弁では、大臣は、町村文部大臣の所信とこの法案は矛盾しないというふうに石井議員にお答えになつていらっしゃるんですけども、これは大変苦しい御説明だというふうに思います。今、私が聞きたいのは、それを矛盾するとかしないとかではなくて、事実についてお聞きしたいんです。確認をしたい

す。なつていなであります。この法律で、行政改革の中でも、国立大学を独立行政法人化することはしないというのが国会の意思だったと思いますが、いかがでしようか。

○遠藤政府参考人 中央省庁等改革基本法の中で、第四十三条の第二項でございますけれども、ちょっとお聞かせください。

○遠山国務大臣 具体的な法人化の議論が俎上に上つたのは、おつしやるとおりでございます。ただ、この問題につきましては、諸外国の制度におきましてもほとんど法人化を大学はしておる、あるいは、昭和四十六年の中央教育審議会の答申以来、国立大学の法人化についてさまざまなる議論が指摘されてきたこともあります。最近の話としては、今お話しになつたようなことなど、さまざま経緯を経て今日に至つているということです。

○山内(憲)委員 今お読みになつたとおりだと私は思っています。この筋から申しますと、一九九八年六月に成立した中央省庁等改革基本法の四十三条规定は、その内容であります。この規定によれば、独立行政法人化の対象となつていな

町村文部大臣の所信、独立法人に反対をしてい
るということと、中央省庁等改革基本法の一点、
今読み上げられたことの中には、独立法人化とい
うふうな方向は打ち出されていませんと私は読ん
でいますが、この二点について、ここはぜひ大
臣、御確認いただきたいと思います。

○遠山國務大臣 その時点における事実としては
そのとおりであります。

○山内(恵)委員 今おつしやられたとおりだと思
いますので、確認をしていただきましたが、今申
し上げましたように、一九九七年、九八年の時点
では、国立大学を独立行政法人化しないというの
が政府の意思であり、国会の意思でもあったとい
うことが言えると思います。私は、ここに町村大
臣の発言されたことも書いておりますので、この
とおりだと思います。

問題は、遠山大臣がこれまで御説明されてきま
したように、一九九九年一月の閣議決定の問題で
ころを審議で語っていらっしゃることですの
で、ぜひお聞かせください。

○遠山國務大臣 平成十一年の四月の閣議決定で
ございますが、この閣議における基本的計画を決
定されたというのですが、この閣議決定について
少し詳しく説明していただきたいと思います。こ
こは大臣にお願いいたします。大臣自身がこの

ところを審議で語っていらっしゃることですの
で、ぜひお聞かせください。

○遠山國務大臣 平成十一年の四月の閣議決定で
ございますが、この閣議における基本的計画を決
定いたしました。その中で、八十九の国の事務事
業の独立行政法人化を決定したわけでございます
が、「国立大学の独立行政法人化については、大
学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として国立大
学の独立行政法人化を決定する旨閣議決定がされ
たわけでございまして、文部科学省内に大学関係
者あるいは経済界等の有識者が構成される調査検
討会議を設置して、国立大学協会とも連携を図り
ながら、昨年三月に最終答申を得たところでござ
います。そういう経緯をたどっております。

○山内(恵)委員 通則法ができる、財政措置の問
題が起きてて、確かに通則法で財政問題のことを
言われていて、でもそこで大学の自主性という發
想では、今の遠山局長のお答えじゃなかつたで
すよね。上から改革が求められていてでしょう。
大学の中からの改革が求められて、変えようという
声が起つて独立法人化を持っていったわけじゃ
ないですね。ちょっとそのところを、局長、
お聞かせいただけませんか。

○遠藤政府参考人 先ほど大臣も申し上げました
ように、前から、もう少し大学にふさわしい設置
形態があるんじゃないかという議論はあるわけで
ございまして、欧米諸国で大学に法人格が与えら
れていた、さらには昭和四十六年の中教審答申以
來、国立大学の法人化についてたびたび議論がな
が走ったということは事実でございます。

○山内(恵)委員 結局、公務員を削減するにはこ
のことしかないというふうに御判断されたとい
ういう中で、いろいろな大学改革の議論の中

には国立大学を独立行政法人化しないとされてい
たのが、なぜこの閣議決定では今までの方針と反

対の独立行政法人化をしたのか、変更したのか。

町村大臣は、これは大学の改革になじまないと

おっしゃっているわけです。このような主張が国

会の方向でもあった。しかし、それを覆した理由

は何なんでしょうか。

○遠山國務大臣 平成八年の行政改革会議では、
行政改革の観点から、独立行政法人制度の創設が
議論されて、その過程で国立大学についても議論
がなされたところでありまして、この段階では、
独立行政法人制度の具体的な枠組みが明らかでな
かったこと、そして国立大学の法人化については
あくまでも大学改革の一環として検討を行うべき
という立場から、文部大臣として反対した経緯も
あるのだと思います。

その後、独立行政法人通則法が制定をされて、
国による財政措置を前提とした独立行政法人制度
が明らかになつたということを機会に、大学の自
主性を尊重しつつ、大学改革の一環として国立大
学の独立行政法人化を決定する旨閣議決定がされ
たわけでございまして、文部科学省内に大学関係
者あるいは経済界等の有識者が構成される調査検
討会議を設置して、国立大学協会とも連携を図り
ながら、昨年三月に最終答申を得たところでござ
います。そういう経緯をたどっております。

○山内(恵)委員 通則法ができる、財政措置の問
題が起きてて、確かに通則法で財政問題のことを
言われていて、でもそこで大学の自主性という發
想では、今の遠山局長のお答えじゃなかつたで
すよね。上から改革が求められていてでしょう。
大学の中からの改革が求められて、変えようという
声が起つて独立法人化を持っていったわけじゃ
ないですね。ちょっとそのところを、局長、
お聞かせいただけませんか。

○遠藤政府参考人 当時記憶しておりますけれど
も、二〇%削減ということになりますと、国立大
学の教職員の定員が十三万あるわけでございま
すけれども、大変、大学の中にそういう危機意識
が走ったということは事実でございます。

○山内(恵)委員 このことしかないというふうに御判断されたとい

うふうに、私は今の御答弁もそう思つて聞きました。

実は私の手元に、いただいた資料、大学関係者の方からいただいたという意味ですが、現在最高裁判事の藤田宙靖先生がジュリストに論文を寄稿なさつていらっしゃるんですけれども、国立大学の法人化問題に関しては非常に影響力のある論文であったというふうにお伺いしています。藤田先生は行政改革会議のメンバーで、中央省庁等改革推進本部の顧問でもいらっしゃったこの間の事情を熟知されていた方だと言つてよいというふうに私は御紹介を受けています。

この論文ではこういうふうに書いてあります。「現行職員数の更なる一〇パーセント減を、一〇年以内に独立行政法人化によつて達成しなければならないのであるとすると、「現在の国家公務員の総数の中で国立大学職員が占める割合に鑑みるとき、国立大学の独立行政法人化の可否に触れずしてこの問題を解決することは、殆ど不可能であると言わざるを得ない」。そのようにおつしやつていうように、今の遠藤局長の言葉もそれを裏づけるようなお言葉だったというふうに私は理解いたします。

結局、国立大学の独立行政法人は、一九九九年一月の閣議決定がなされたんですが、九八年八月の小説演説による二〇%削減方針によるのだといふことが、このジユリストの中に書かれていることからも明らかだ、私はそのように受けとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 当時、その二〇%の問題も含めてさまざま議論がなされたわけでござりますけれども、その中で、国立大学の将来を考えるために学改革を進めるためにはどういう形がいいのかという議論の中で、この国立大学法人の案が出てきたというふうに私は理解しております。

○山内(恵)委員 藤田論文の観察が大変得力のあるもの、私はそのように読みました。今、遠藤局長の言葉も相当苦しいものがあつて、独立行政法人化しなければ削減が難しいという論議もあつた

たということに私は今押さえさせていただきたいで、間違いでなければそのように進みます。

大臣、この法案がつくられてきた理由も公務員の定員削減にあるのではないかと思ひますが、いかがなんでしょうか。ここは大臣に。

○遠山国務大臣 本当に国立大学の法人化をめぐる論議といいますものは長い歴史を持つております。

すが、四十六年の中央教育審議会の中でもそのような提言がなされ、さまざまその機会にあつたという前提の上で、一九九〇年代の終わりから大学といいますか独立行政法人化の話がずっと起きて、その中で国立大学を法人化することによってより活性化していくための方策といつもの、そこで独立行政法人化という国の大好きな制度改正の中角度で議論されたということは事実だと思いますが、その際に、単に独立行政法人一般ということではなくて、大学の特性というとにかくんがみで、これが国立大学といつもの持つ特性に

ところが、これは国立大学といつもの持つ特性に十分配慮してこの問題に対応をすべしという閣議の決定、あるいは多くの英知を集めたいいろいろな調査検討会議の議論もそういうところに收れんしていったわけでございまして、幾つかのいろいろな経緯をたどりながら今日の法案ということで御審議をお願いしているわけでござります。

○山内(恵)委員 度度も何度も繰り返されていますのでそこそこは私もわかつていますが、大学改革を検討する、そういうことで度度もおつしやるんですねだけれども、それでは、今回の閣議決定のところには独立行政法人化という言葉が閣議決定されているわけですけれども、もしもこの削減問題が先でないのだったら、国立大学の独立行政法人化をしなくても公務員の二〇%、二五%削減は可能だと大臣はお考えになりますか。

○遠山国務大臣 国家公務員全体の削減のことにについて、国立大学がかわつたからできた、国立

立場にはございません。

○山内(恵)委員 全体の問題でお答えできないと

いうのはどういう意味ですか。公務員を削減する

ことは普通の独立行政法人でございますが、それも

大学から出てきた候補者について大臣が任命する、そういうふた、ここで何度か議論をしていただき

ましたよな、独立行政法人制度を活用しつつ、教育研究の特性を踏まえた新しい国立大学の

法人像といつものを出していただきまして、それ

を法典化して審議をお願いしている、こういう経緯でございます。

○山内(恵)委員 先ほどの遠藤局長のお話は、小

説総理の発言された二〇%削減という問題とこの

とを実現していくのがやりやすい方法だといつぶ

けだ、そういうお答えですか。

○遠藤政府参考人 大変私の不勉強で申しわけな

いんですけれども、その二〇%の削減計画が現時

点でどうなつてあるかということについて私は知らぬと言つた、ただそれだけのことございま

す。

ただきました、「新しい「国立大学法人」像について」ということでまとめていただいたわけでございますけれども、その中で、やはり中期目標については一方的に大臣が示すのではなくて、大学の意見を出していくだけで、それに配慮してといふ方針は、一方に明らかにこの小説総理の発言以降全体にあるわけですね。だから、そのことと合わせて国立大学もそれは除外規定ではないんだという趣旨で進んできているんではないですか。

○遠藤政府参考人 当時、そういうことでいろいろな議論がありまして、先ほど申し上げましたように十三万五千の二割ですと二万六、七千ということで大変みんな憂慮したわけでございますけれども、それが、全体二〇%の計画が今この時点でどうかということにつきましては、私どもは、全体、そういう計画を持っておりませんので、その二〇%削減計画の現状につきましては、ちょっと私どもの方では承知をしておりません。

○山内(恵)委員 今のお答えは、そういう論議はあつたけれども、削減をするということはもう計画の中にも何もない、法人化をするということだけだ、そういうお答えですか。

○遠藤政府参考人 大変私の不勉強で申しわけな

いんですけれども、その二〇%の削減計画が現時

点でどうなつてあるかということについて私は知らぬと言つた、ただそれだけのことございま

す。

○山内(恵)委員 それでは、もう一回改めて聞きたいと思います。

大学改革の観点から独立行政法人化が望ましい

選択がなされたとおつしやるのであれば、九七年、九八年の方針をどういう議論によつて変更されたのか、その議論を証明するような会議があつたのか、逆にそのことをお聞かせください。

○遠藤政府参考人 独立行政法人というスキームを活用しながら国立大学、大学としての教育研究の特性といつものに配慮した、そういう制度設計について議論していただいたわけでござります。

独立行政法人のねらいは、効果的な業務の実施にあるが、文部大臣が三年から五年の目標を提示し、大学がこれに基づき教育研究計画を作

成、実施する仕組み、及び計画終了後に業務継続の必要性、設置形態の在り方の見直しが制度化される仕組みは、大学の自主的な教育研究活動を阻害し、「阻害し」とおっしゃっているんですよ。教育研究水準の大幅な低下を招き、大学の活性化とは結びつくものではない。

また、効率性の観点から一律に大学を評価することは、各大学の特色を失わせ、現在進めている大学の個性化逆行する。

ここまで当時町村文部大臣はおっしゃっているんです。それを覆した論を私はお聞かせいただきたと質問しているのです。

○遠藤政府参考人 ポイントを整理して申し上げますと、今先生がお話になつたのは、平成九年十月の文部大臣の話ということです。その後、独立行政法人のスキームが、例えばきちんと国で財政措置をするといったようなこと等々の全体像が見えてきたということでございまして、種々改革についての議論がなされてきたわけでございます。

平成十一年四月、一月と四月と同じような閣議決定があるんすけれども、先ほどこれも申し上げたとおりでございますけれども、国立大学の独立行政法人化ということがテーマとなりまして、それが閣議決定で、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得る。」「大学共同利用機関等については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。」こういう閣議決定。

ですから、九年の十月と十一年の一月までの間にそういう独立行政法人のスキームが見えてきたということで、いろいろな諸状況、大学改革が必要だという全体の中では、十五年までとにかく大學改革の一環として検討しなさい、そういう閣議決定がなされた、こういう理解をしておるわけでございます。

○山内(恵)委員 だから、その決定はわかつていいんです。その意味で、文科省としては、それを覆す方向に行くに当たって、それなりの説得力のある理屈がない限り、いろいろなスキームが見ええたかもしないけれども、大学の自主的な改革を促すことにつながらないじやないですか。

全国の大学の方から、本当に毎日、私のメールをおあけても、返事したい気持ちはやまやま、何一つお答えできない。私は、ここでそこの中からの御質問を代弁者として質問しようと思つても、次から次へと、先ほどここに座つていても、次のメールが来ました、授業料はどうなりますか、たゞさんのお聞かせいただきたと質問しているのです。

○遠藤政府参考人 私があえて読み取つたことを申し上げますと、国立大学の独立行政法人化の方針を決定した閣議決定は公務員削減の必要があるために決定されたとあります。

それで、これもまた山口議員の質問に対する答弁だったかと思ひますが、遠山大臣は「独立行政法人化という組織形態でいくことを決めた以上、それに乗つかつて法案の構想をしているわけですが」などとあります。まず、独立行政法人化が始まり、その上で法案の構想を検討したということを結論を得る。「大学共同利用機関等については、大臣自身おっしゃっているんです。矛盾しませんか。これは四月十六日の答弁です。

まず、独立行政法人化があつて、それに合わせて検討したんだというんです。ということは、この法案は、公務員削減のための数合わせのための法案であるといふことは、私も一市民として大いにこの法案の策定に至つたのだと私は読み取りました。

遠山大臣がおっしゃるように大学改革のための法案であるというのなら、もう一度、大学の皆さんは、改革したいという願い、私も一市民として大学にこう変わつてもらいたいという願いを出しました。

まだ本當は、実は私、これは一点目の質問でして、「二点目に次の質問を用意しています、国立大学法人の管理運営組織について。第三番目に、財政の問題もありますが、運営諮詢会議について。本当にいろいろ質問したいんですけども、私も今まで、早口で、私の用意した質問に答えていただかなくとも、次の質問があるのでと気ぜわしく走つてしまひました。

私の教えた子供たちが、もう大学に入つていて子供たち、これから入学する子供たちがいます。特に、地方の子供たちにとっては、国立大学に入れる子供の数は大変少ない。その意味では、私が七割の子供たちを吸収してくれている。では、私はとの関連はどうなるのかという質問も含め

答については、行政改革や財政削減の観点から行なわれたのではないと何度もおっしゃっているんですね。「行政改革の観点から」というと。でも、どう考えてもそこのところにつながるんじゃないですか。どう考えても、大学の主体的な改革でございません」

○古屋委員長 いや、あと二分です。

○山内(恵)委員 ああ、そうですか。済みません。いつも時計とにらめっこで、きょうは最初の予定が、遅く始まつたことが抜けていましたので、では、第二問の入り口だけ質問させていただきたいと思います。国立大学法人の管理運営組織についてです。

○古屋委員長 いや、あと二分です。

○山内(恵)委員 ああ、そうですか。済みません。このところも、そのすき間をどうなさるのか、しっかり提案もしていただいて、私の方の質問もしたいというふうに思います。

私は焦つて、自分が四十分だと思っていました。

国立大学法人案は、実は本当の意味での大学改革についての議論を経ずに、独立行政法人化という形で出発したんだと私はこの論議で読み取りました。九七年の町村文部大臣の所信にありますよな、重大な、法人化すればこうなるではないかという心配、疑念に對して、何ら真摯な検討もなしにこの法案の策定に至つたのだと私は読み取りました。

遠山大臣がおっしゃるようだ。この法案の目的が大学の自主性、自律性を高めるためのものですが、このたびは、法人化するという原案ですかで、では、第二問の入り口だけ質問させていただきたいと思います。国立大学法人の管理運営組織についてです。

まず、学長選考手続についてお聞かせいただけたいと思います。

学長選考手続は、なぜ国立大学に任せないのであるのか、このたびは、法人化するという原案ですかで、では、第二問の入り口だけ質問させていただきたいと思います。国立大学法人の管理運営組織についてです。

まだ本當は、実は私、これは一点目の質問でして、「二点目に次の質問を用意しています、国立大学法人の管理運営組織について。第三番目に、財政の問題もありますが、運営諮詢会議について。本当にいろいろ質問したいんですけども、私も今まで、早口で、私の用意した質問に答えていただかなくとも、次の質問があるのでと気ぜわしく走つてしまひました。

私の教えた子供たちが、もう大学に入つていて子供たち、これから入学する子供たちがいます。特に、地方の子供たちにとっては、国立大学に入れる子供の数は大変少ない。その意味では、私は七割の子供たちを吸収してくれている。では、私はとの関連はどうなるのかという質問も含め

とつて行く行く問題が起きてくるという大変強い懸念をしています。たくさんの人たち、別な言葉で……。(発言する者あり)

○古屋委員長 山内委員に申し上げます。

今三十八分で、質疑時間は終了しておりますので。

○山内(恵)委員 では、二点目は、先ほどからやめようと思いまして、ではきょうはこれでやめます。どうも失礼いたしました。私、四十八分までと思っていましたので、本当に失礼いたしました。

終わります。

○古屋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕